

第4次 第3回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会 次第

日時：令和7年11月21日（金）14:00～15:30
場所：兵庫県私学会館3F 第1・第2会議室

1 開 会

2 協議事項

（1）第4次検討委員会報告書の骨子案について

- ・現行の普及啓発に対する改善案や新たな取組について
- ・県の調査の内容の見直しについて
- ・今後の目指すべき方向について

3 閉 会

【配布資料】

資料1 「第4次兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」の報告書（案）	P1
資料2 周知啓発等の広報活動の強化について	P2
資料3 県が実施する調査の内容の見直しについて	P5
・別紙3－1 R5施設実態調査の調査票	P6
・別紙3－2 R5施設実態調査の結果	P52
・別紙3－3 R5県民モニター調査の調査票	P61
・別紙3－4 R5県民モニター調査の結果	P65

【参考資料】

- 参考資料1 第2回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会会議録
- 参考資料2 【東京都】飲食店における受動喫煙防止対策実態調査の調査票
- 参考資料3 【東京都】保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査の調査票
- 参考資料4 【東京都】受動喫煙に関する都民の意識調査の調査票
- 参考資料5 令和3年度兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書
- 参考資料6 各種啓発資材
 - ・小学生向け喫煙防止リーフレット
 - ・若年世代向け喫煙防止動画紹介チラシ
 - ・喫煙が健康に及ぼす影響に関するリーフレット
 - ・妊婦及びパートナー向け喫煙防止啓発動画紹介チラシ
 - ・マンション・戸建て住宅向け受動喫煙防止リーフレット
 - ・20歳未満向け喫煙・受動喫煙防止啓発リーフレット
 - ・条例啓発リーフレット
 - ・食品等事業者向け条例啓発リーフレット
 - ・喫煙環境表示用ステッカー

はじめに

- 都道府県で2例目となる「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定し、平成25年4月に施行。5年を経過した30年度に同条例を一部改正(最初の見直し)。令和元年7月一部施行を経て、令和2年4月全面施行。
- 令和3年度の検討委員会の開催から3年が経過したことから、附則に基づき条例の施行状況について検討を加え、必要な措置を実施するため、令和6年2月より第4次検討委員会を開催。

第3次検討委員会開催後の取組み

● 県民への啓発

改正条例について啓発パンフレット配付、啓発ポスターの掲示、電子広報媒体にて改正条例に関する動画の放映等

● 施設管理者への啓発

条例概要チラシの配布、施設管理者説明会の開催、喫煙環境表示ステッカーの配布等

● 喫煙防止・禁煙支援等の推進(H24~)

小・中学生及びその保護者等に対する喫煙防止教育の開催、喫煙防止リーフレットの小学5年生全員への配布、高校生など若年層に向けた喫煙防止動画の配信、大学の新入生への啓発リーフレットの配付及び新入生ガイダンス時の講義実施等

● 県庁における受動喫煙対策の実施

県庁敷地内全面禁煙、たばこの販売中止

● 相談等への対応(電話、現地訪問等)

受動喫煙対策に関する施設管理者や県民からの相談等に対応。

受動喫煙対策等の実施状況・県民意識等

(1) 条例の規制対象施設等の実態調査(回収結果:調査数15,763施設、回収数8,023施設(回収率50.9%))

- 回答施設全体では条例を認知している割合は89.2%であった。(前回調査(R2実施)82.8%より4.0ポイント減少)
- 大学等の27.0%、官公庁舎の44.6%、観覧場・公園等の42.4%が「当分の間」認められている屋外喫煙場所を設置している。
- 飲食店は、93.0%と高い遵守率であるが、既存小規模飲食店で当分の間、認められている「建物内的一部又は全部を喫煙可」を除くと遵守率は68.7%。

(2) 県民モニターアンケート調査(回収結果:県民モニター2,407人、回答者数1,779人(回答率73.9%))

- 「条例があることを知っている人」の割合は64.2%と、前回調査(R2実施)(68.6%)と比べ4.4ポイント減少している。
- 受動喫煙に「あった」は前回調査の36.8%から5.4ポイント増加し、42.2%となっている。受動喫煙にあった場所としては「歩きたばこ等の路上」(29.2%)が最も高く、次いで「飲食店」(18.2%)、「多数の人が利用する施設の出入口付近」(11.5%)となっている。
- 県に期待する受動喫煙対策は「受動喫煙の悪影響についての普及啓発」(57.0%)が最も高い。次いで、「20歳未満の者の喫煙防止教育」(57.1%)、「屋外での受動喫煙対策強化」(54.9%)となっている。

(3) 県内の喫煙率 14.1% (全国 16.1%)

中学1、3年生及び高校3年生の喫煙率は令和3年に全て0%に減少。妊婦についても、令和4年7.3%から令和5年1.5%へ大幅に減少。

(4) 企業での受動喫煙対策等への取り組み

令和2年4月の改正健康増進法をふまえ、また、健康経営の観点から多くの企業が受動喫煙防止等の取り組みを進めている。

- (例)・喫煙室廃止・採用、昇進の要件に「非喫煙者」・テレワークを含めた就業時間中の禁煙・喫煙後45分間はエレベーターの使用禁止

国の動向

● 厚生労働省「令和7年飲食店における受動喫煙対策キャンペーン」

令和7年度は改正健康増進法の施行から5年目となることから、同法の施行状況を確認することを目的に、全国の飲食店を対象とした調査が実施された。

※県内の飲食店 約480箇所へ調査票を送付(回収率約5%)

検討結果(案)

【基本方針】①令和7年度に厚生労働省が予定する改正健康増進法の見直し検討の方向性を踏まえて、条例の見直しを含め、2か年(令和6年度、7年度)にわたり、今後の受動喫煙防止対策のあり方について検討、議論する。

1 周知啓発等の広報活動の強化 資料2参照

① 条例の周知徹底

- 病院や学校など、条例で敷地の周囲まで喫煙が制限されている施設向けに、規制の意味や内容を含めた啓発をすべきである。

② 若年世代への喫煙防止教育

- 若年世代への啓発は、健康よりも恋愛や就職など、若い世代が関心を持つような切り口でアプローチすべきである。

2 県の調査の内容の見直し 資料3参照

① 施設実態調査

- 幼小中高について、各学校の実態を反映させるために、集計方法を見直すべきである。
- 飲食店について、調査対象店舗が条例の規制対象か否かを判断できる質問設計にすべきである。

② 県民モニター調査

- 受動喫煙にあった場所として職場を選択した場合、「誰から受けたか」まで把握すべきである。
- 受動喫煙にあった場所として、ベランダを追加して欲しい。

今後の目指すべき方向

- 特に飲食店内での受動喫煙を防止するために、店舗入口での喫煙環境表示義務について啓発すべきである。
- 条例の認知が十分ではない現状において拙速に規制を強化するのではなく、普及啓発を通じて、県民の受動喫煙防止に対する意識の醸成を図るべきである。
- 施設実態調査等の質問項目を見直し、より有用な結果が得られるようすべきである。

【第3回検討委員会の意見を反映】

周知啓発等の広報活動の強化について

◆第2回検討委員会における主な意見と他都県の取組み

- ① 集合住宅向けポスターについて、「周りへの配慮」ではなく、健康増進法の趣旨を前面に出したフレーズに作り変えるべきである。
- ② 外国の方にも条例の内容が伝わるようなものがあってもよい。
- ③ 病院や学校など、県条例で規制を上乗せしている施設向けに、条例のさらなる普及啓発をするべきである。
- ④ 若い世代向けの啓発は、健康よりも、若い世代が関心を持つようなテーマ（恋愛・結婚、就職など）でアピールするのが効果的である。
- ⑤ 教育委員会と連携して、子どもたちに「たばこ」に関するポスターを描いてもらうといった啓発も効果的ではないか。

【関連資料】

① 「周りへの配慮」を促す啓発資料

東京都	九都県市受動喫煙対策啓発ポスター
受動喫煙防止について広く普及啓発するために、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）共同で作成されたもの。毎年の「がん征圧月間（9月～11月）」にかけて、駅ばりを中心に都内各地で掲示されている。	  <p>あなたが吸わせない人にいませんか?</p>

埼玉県	県民向け配慮義務リーフレット
健康増進法で定められる「喫煙する際の周囲への配慮」について、屋外や家庭でも周囲への状況に配慮することを啓発するために作成された。	  <p>その喫煙困っている人がいるかも。</p>

静岡県	喫煙時の配慮義務ポスター
喫煙をする際に望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、周囲の状況に配慮することを呼びかけるために作成された。	 <p>静岡県からのお願いです</p> <p>受動喫煙を防ごう</p> <p>煙の行き先見えていますか?</p>

② 外国人向けの啓発資料

外国人に対して改正健康増進法や条例の内容を広く周知するため、日本語に加えて英語や中国語でリーフレットを作成している。

東京都	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例全面施行リーフレット		
【日本語】	【英語】	【中国語】	【韓国語】
			

③ 施設種別に応じた普及啓発

改正健康増進法や条例において、施設の種別によって規制の内容が変わることから、施設管理者に対してより詳細な説明ができるようハンドブックが作成されている。

東京都	【受動喫煙対策】施設管理者向けハンドブック（全16ページ）		
			

埼玉県	【事業者向け】受動喫煙防止対策ガイド（全12ページ）		
			

④ ポスター作成等を活用した啓発

東京都	20歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスター・コンクール
	<p>たばこによる健康影響について、児童・生徒が正しい知識を身に付け、自ら考え、家族や友人と話し合うきっかけをつくるために、都内の中学生・高校生及び特別支援学校小学部の児童、中学部・高等部の生徒を対象に「20歳未満の喫煙防止」及び「受動喫煙の防止」をテーマとしたポスター・コンクールを実施している。</p> 

神奈川県	喫煙防止・受動喫煙防止ポスター原画コンクール
	<p>小・中学校の児童・生徒が生涯にわたり健康的な生活が続けられるよう、喫煙防止・受動喫煙防止の普及啓発を目的に、保健福祉事務所主導で、市内の小・中学生を対象にポスター原画コンクールを実施している。</p> 

福島県	令和7年度応援！禁煙川柳コンテスト
	<p>がんや循環器疾患など、様々な生活習慣病のリスク因子となるたばこの煙による健康影響について考える機会を設け、喫煙及び受動喫煙対策を推進するために、一般部門（18歳以上）、ジュニア部門（18歳未満）それぞれで川柳を募集する。表彰制度あり。</p> <p>（令和6年度は応募総数 885 作品）</p> <p>【最優秀賞】肺に問う 「禁煙するか？」 「はい」 即答</p>

県が実施する調査の内容の見直しについて

1. 施設実態調査

※枠内のページ数は本資料の該当ページを示します。

① 【幼稚園、小・中・高校等】【保育所等】【医療機関等】 P 7、P 9、P 15

- ・敷地周囲においてどのような対策を講じていれば条例を遵守しているといえるかを明確にするために、敷地周囲における受動喫煙防止対策の具体例を調査票に明記する。
- ・学校については、教育委員会ではなく、各学校へ直接、調査票を送付する。

② 【飲食店】 P 3 4

- ・調査対象店舗が規制の対象か否かを把握するために、質問項目に「2020年4月1日より前から営業しているか」を追加する。

2. 県民モニター調査

① Q 1 「喫煙状況」について P 6 1

- ・水たばこの状況を把握するため、Q 1 の質問設計を変更する。

例) Q 1 - 1 「たばこを吸いますか」

吸う場合⇒Q 1 - 2 「吸っているたばこの種類を教えてください（複数回答可）」

※記載するたばこの種類：紙巻たばこ、加熱式たばこ、水たばこ

② Q 3 「受動喫煙にあった場所」について P 6 1

- ・「職場」を選択した場合、「誰から受けたか」まで把握する。
 - ・地域の公園の状況を把握するために、「小規模公園※」と「大規模公園※」「運動施設・遊園地」を分けて選択肢を設ける。
- ※公園の定義は注釈で記載する。
- ・「自宅」を選択した場合、「隣家からの煙が流れてきたのか」もしくは「家族の喫煙行為によるものか」把握するためそれぞれ選択肢を設ける。

③ Q 7 「県条例の認知状況」について P 6 3

- ・県条例の認知状況について確認する前に、健康増進法について確認する。

例) Q 7 - 1 「健康増進法の第27条第1項において、喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務があることを知っていますか」

Q 7 - 2 「条例の規制内容として知っているものはありますか。（複数回答可）」

「※条例の主な内容」に列挙されているものに加えて、Q 8、Q 9 に記載されているものを選択肢として設ける。

※Q 8、Q 9 は削除する。

④ Q 13 「今後の受動喫煙対策で県に期待すること」について P 6 4

- ・条例違反者や施設に対する「過料」の意識を確認するために、条例違反者や施設に対する「指導の強化」と「罰則（過料）の強化」を分けた形で選択肢を用意する。

« 目次：R5施設実態調査票 »

ページ	施設種別名称
7	幼稚園、小・中・高校等
9	保育所等
12	大学、短期大学、専修学校、各種学校等
15	医療機関等
17	薬局
20	官公庁等
23	児童福祉施設、母子・父子福祉施設等
26	公共交通機関
28	物品販売、金融機関、理美容所、公衆浴場、映画館等
31	宿泊施設
34	飲食店
38	図書館、博物館、美術館、記念館等
40	観覧場、運動施設、動物園・植物園・水族館、遊園地、公園等
43	遊技場、パチンコ店、まあじやん店等
46	社会福祉施設
49	製造業等

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」(以下、「条例」といいます。)を改正し、令和2年4月から施行するなど、特に20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、**別添回答用紙に○をつけ、令和5年10月31日(火)**までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。

用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問1 貴教育委員会の管内の幼稚園、学校数をお教えください。

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他()
校	校	校	校	校	校

問2 貴施設の所在地をお教えください。(○は1つ)

- 1 神戸地域 (神戸市)
- 2 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)
- 3 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
- 4 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)
- 5 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
- 6 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町)
- 7 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
- 8 但馬地域 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
- 9 丹波地域 (丹波篠山市、丹波市)
- 10 淡路地域 (洲本市、南あわじ市、淡路市)

問3 条例では、幼稚園、小・中・高校等に関する規制内容が「建物内・敷地内及びその周囲を禁煙」(詳細は別添チラシ参照)である事をご存知でしたか。(○は1つ)

- 1 知っている
- 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
- 3 条例があることを今回初めて知った

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
- 2 建物内・敷地内を禁煙
- 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
- 4 建物内に喫煙専用室*がある
- 5 受動喫煙対策をしていない

{ 《→問5へ》
《→問6へ》 }

* 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ① 室外から喫煙専用室に向う気流は0.2m毎秒以上
- ② 壁、天井等により区画
- ③ たばこの煙は屋外に排気
- ④ 喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

次頁もご記入ください

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 県の条例が改正、施行されたから | 2 施設の方針だから |
| 3 時代の流れだから | 4 利用者の要望による |
| 5 施設のイメージアップのため | 6 利用者の健康のため |
| 7 従業員や自分のため | 8 特に理由はない |
| 9 子どもや妊婦が利用する施設だから | 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため |
| 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 喫煙者の要望 | 2 喫煙者を集客できるから |
| 3 禁煙にすると利用者が減るから | 4 従業員や自分が喫煙者だから |
| 5 条例で認められているから | 6 非喫煙者の要望 |
| 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから | |
| 8 条例の規制内容を知らなかつたため | 9 現在の喫煙対策で十分と考える |
| 10 喫煙室・場所を設ける予算がない | 11 喫煙室・場所を設ける場所がない |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(飲食店については、条例で喫煙環境の表示が義務づけられています)

- 1 表示している
2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発 | |
| 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート | |
| 3 20歳未満の方への喫煙防止教育 | |
| 4 妊婦の方への喫煙防止教育 | |
| 5 受動喫煙に係る相談体制の整備 | |
| 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援 | |
| 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化 | |
| 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化 | |
| 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化 | |
| 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする | |
| 11 公共喫煙所の整備 | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」(以下、「条例」といいます。)を改正し、令和2年4月から施行するなど、特に20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QRコードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686791914293>
 からWEB回答いただくか、別添回答用紙に○をつけ、令和5年10月31日(火)までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問1 貴施設はどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- 1 認可保育所 2 認定こども園 3 認可外保育所 4 院内・事業所内保育所
 5 ベビーホテル 6 その他 ()

問2 貴施設の所在地をお教えください。(○は1つ)

- 1 神戸地域 (神戸市)
 2 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)
 3 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
 4 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)
 5 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
 6 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町)
 7 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
 8 但馬地域 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
 9 丹波地域 (丹波篠山市、丹波市)
 10 淡路地域 (洲本市、南あわじ市、淡路市)

問3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内・敷地内及びその周囲を禁煙」(詳細は別添チラシ参照)である事をご存知でしたか。(○は1つ)

- 1 知っている
 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
 3 条例があることを今回初めて知った

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
- 2 建物内・敷地内を禁煙
- 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
- 4 建物内に喫煙専用室*がある
- 5 受動喫煙対策をしていない

{ 《→問5へ》
《→問6へ》 }

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室では、次の要件を満たす必要があります。

- ① 室外から喫煙専用室に向う気流は0.2m毎秒以上
- ② 壁、天井等により区画
- ③ たばこの煙は屋外に排気
- ④ 喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 県の条例が改正、施行されたから
- 2 施設の方針だから
- 3 時代の流れだから
- 4 利用者の要望による
- 5 施設のイメージアップのため
- 6 利用者の健康のため
- 7 従業員や自分のため
- 8 特に理由はない
- 9 子どもや妊婦が利用する施設だから
- 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため
- 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 喫煙者の要望
- 2 喫煙者を集客できるから
- 3 禁煙にすると利用者が減るから
- 4 従業員や自分が喫煙者だから
- 5 条例で認められているから
- 6 非喫煙者の要望
- 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから
- 8 条例の規制内容を知らなかつたため
- 9 現在の喫煙対策で十分と考える
- 10 喫煙室・場所を設ける予算がない
- 11 喫煙室・場所を設ける場所がない
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)

（飲食店については、条例で喫煙環境の表示が義務づけられています）

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和2年4月から施行するなど、特に20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QRコードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686877217551>
 からWEB回答いただかずか、別添回答用紙に○をつけ、令和5年10月31日(火)までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(〇は1つ)

- 1 大学 2 短大 3 専修学校 4 その他 ()

問2 貴施設の所在地をお教えください。(〇は1つ)

- 1 神戸地域 (神戸市)
- 2 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)
- 3 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
- 4 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)
- 5 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
- 6 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町)
- 7 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
- 8 但馬地域 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
- 9 丹波地域 (丹波篠山市、丹波市)
- 10 淡路地域 (洲本市、南あわじ市、淡路市)

問3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内・敷地内を禁煙（ただし当分の間、要件を満たした屋外喫煙場所※の設置は可）」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(〇は1つ)

- 1 知っている
- 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
- 3 条例があることを今回初めて知った

※ 貴施設に屋外喫煙場所を設ける場合、次の要件を満たす必要があります。

- ①喫煙場所を区画
- ②喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示
- ③施設利用者が通常立ち入らない場所に設置

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
- 2 建物内・敷地内を禁煙
- 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
- 4 建物内に喫煙専用室*がある
- 5 受動喫煙対策をしていない

{ 《→問5へ》
《→問6へ》 }

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ①室外から喫煙専用室に向う気流は0.2m毎秒以上
- ②壁、天井等により区画
- ③たばこの煙は屋外に排気
- ④喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 県の条例が改正、施行されたから
- 2 施設の方針だから
- 3 時代の流れだから
- 4 利用者の要望による
- 5 施設のイメージアップのため
- 6 利用者の健康のため
- 7 従業員や自分のため
- 8 特に理由はない
- 9 子どもや妊婦が利用する施設だから
- 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため
- 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 喫煙者の要望
- 2 喫煙者を集客できるから
- 3 禁煙になると利用者が減るから
- 4 従業員や自分が喫煙者だから
- 5 条例で認められているから
- 6 非喫煙者の要望
- 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから
- 8 条例の規制内容を知らなかつたため
- 9 現在の喫煙対策で十分と考える
- 10 喫煙室・場所を設ける予算がない
- 11 喫煙室・場所を設ける場所がない
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

**問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設に屋外喫煙場所を設置する場合は、喫煙環境表示が必要です)**

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和2年4月から施行するなど、特に20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QRコードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686877925566>
 からWEB回答いただか、別添回答用紙に○をつけ、令和5年10月31日(火)までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- 1 病院 2 一般診療所 3 歯科診療所 4 助産所
 5 介護老人保健施設、介護医療院等の介護施設
 6 その他（具体的にお書きください：）

問2 貴施設の所在地をお教えください。(○は1つ)

- 1 神戸地域（神戸市）
 2 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
 3 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
 4 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町）
 5 北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
 6 中播磨地域（姫路市、神河町、市川町、福崎町）
 7 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）
 8 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
 9 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
 10 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

問3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内・敷地内及びその周囲を禁煙」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(○は1つ)

- 1 知っている
 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
 3 条例があることを今回初めて知った

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
 2 建物内・敷地内を禁煙
 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
 4 建物内に喫煙専用室*がある
 5 受動喫煙対策をしていない

《→問5へ》
 《→問6へ》

* 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。
 ①室外から喫煙専用室に向う気流は0.2m毎秒以上
 ②壁、天井等により区画
 ③たばこの煙は屋外に排気
 ④喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 県の条例が改正、施行されたから | 2 施設の方針だから |
| 3 時代の流れだから | 4 利用者の要望による |
| 5 施設のイメージアップのため | 6 利用者の健康のため |
| 7 従業員や自分のため | 8 特に理由はない |
| 9 子どもや妊婦が利用する施設だから | 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため |
| 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 喫煙者の要望 | 2 喫煙者を集客できるから |
| 3 禁煙にすると利用者が減るから | 4 従業員や自分が喫煙者だから |
| 5 条例で認められているから | 6 非喫煙者の要望 |
| 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから | |
| 8 条例の規制内容を知らなかつたため | 9 現在の喫煙対策で十分と考える |
| 10 喫煙室・場所を設ける予算がない | 11 喫煙室・場所を設ける場所がない |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(飲食店については、条例で喫煙環境の表示が義務づけられています)

- 1 表示している
2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発 | |
| 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート | |
| 3 20歳未満の方への喫煙防止教育 | |
| 4 妊婦の方への喫煙防止教育 | |
| 5 受動喫煙に係る相談体制の整備 | |
| 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援 | |
| 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化 | |
| 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化 | |
| 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化 | |
| 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする | |
| 11 公共喫煙所の整備 | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和2年4月から施行するなど、特に20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QRコードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686878665568>
 からWEB回答いただか、別添回答用紙に○をつけ、令和5年10月31日(火)までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問1 貴施設の形態は次のうちどれですか。(○は1つ)

- 1 テナントに入居
- 2 戸建ての店舗（屋外に駐車場・駐輪場、待合などのスペースはない）
- 3 戸建ての店舗（屋外に駐車場・駐輪場、待合などのスペースがある）

問2 貴施設の所在地をお教えください。(○は1つ)

- 1 神戸地域（神戸市）
- 2 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- 3 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
- 4 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）
- 5 北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
- 6 中播磨地域（姫路市、神河町、市川町、福崎町）
- 7 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）
- 8 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
- 9 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
- 10 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

問3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内・敷地内を禁煙（ただし当分の間、要件を満たした屋外喫煙場所※の設置は可）」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(○は1つ)

- 1 知っている
- 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
- 3 条例があることを今回初めて知った

※ 貴施設に屋外喫煙場所を設ける場合、次の要件を満たす必要があります。

- ①喫煙場所を区画
- ②喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示
- ③施設利用者が通常立ち入らない場所に設置

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- | | | | |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙 | 
 | <u>《→問5へ》</u> | |
| 2 建物内・敷地内を禁煙 | | 
 | <u>《→問6へ》</u> |
| 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある | | | |
| 4 建物内に喫煙専用室*がある | | | |
| 5 受動喫煙対策をしていない | | | |

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ① 室外から喫煙専用室に向う気流は0.2m毎秒以上
- ② 壁、天井等により区画
- ③ たばこの煙は屋外に排気
- ④ 喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 県の条例が改正、施行されたから | 2 施設の方針だから |
| 3 時代の流れだから | 4 利用者の要望による |
| 5 施設のイメージアップのため | 6 利用者の健康のため |
| 7 従業員や自分のため | 8 特に理由はない |
| 9 子どもや妊婦が利用する施設だから | 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため |
| 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 喫煙者の要望 | 2 喫煙者を集客できるから |
| 3 禁煙にすると利用者が減るから | 4 従業員や自分が喫煙者だから |
| 5 条例で認められているから | 6 非喫煙者の要望 |
| 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから | |
| 8 条例の規制内容を知らなかつたため | 9 現在の喫煙対策で十分と考える |
| 10 喫煙室・場所を設ける予算がない | 11 喫煙室・場所を設ける場所がない |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

**問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設に屋外喫煙場所を設置する場合は、喫煙環境表示が必要です)**

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和2年4月から施行するなど、特に20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QRコードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686880271373>
 からWEB回答いただかずか、別添回答用紙に○をつけ、令和5年10月31日(火)までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(〇は1つ)

- 1 国家公務 2 市役所・町役場 3 その他(具体的にお書きください:)

問2 貴施設の所在地をお教えください。(〇は1つ)

- 1 神戸地域 (神戸市)
- 2 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)
- 3 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
- 4 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)
- 5 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
- 6 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町)
- 7 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
- 8 但馬地域 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
- 9 丹波地域 (丹波篠山市、丹波市)
- 10 淡路地域 (洲本市、南あわじ市、淡路市)

問3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内・敷地内を禁煙(ただし当分の間、要件を満たした屋外喫煙場所※の設置は可)」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(〇は1つ)

- 1 知っている
 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
 3 条例があることを今回初めて知った

※ 貴施設に屋外喫煙場所を設ける場合、次の要件を満たす必要があります。

- ①喫煙場所を区画
- ②喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示
- ③施設利用者が通常立ち入らない場所に設置

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- | | | | |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙 | 
 | <u>《→問5へ》</u> | |
| 2 建物内・敷地内を禁煙 | |  | <u>《→問6へ》</u> |
| 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある | | | |
| 4 建物内に喫煙専用室*がある | | | |
| 5 受動喫煙対策をしていない | | | |

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ①室外から喫煙専用室に向う気流は0.2m毎秒以上
- ②壁、天井等により区画
- ③たばこの煙は屋外に排気
- ④喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 県の条例が改正、施行されたから | 2 施設の方針だから |
| 3 時代の流れだから | 4 利用者の要望による |
| 5 施設のイメージアップのため | 6 利用者の健康のため |
| 7 従業員や自分のため | 8 特に理由はない |
| 9 子どもや妊婦が利用する施設だから | 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため |
| 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 喫煙者の要望 | 2 喫煙者を集客できるから |
| 3 禁煙になると利用者が減るから | 4 従業員や自分が喫煙者だから |
| 5 条例で認められているから | 6 非喫煙者の要望 |
| 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから | |
| 8 条例の規制内容を知らなかつたため | 9 現在の喫煙対策で十分と考える |
| 10 喫煙室・場所を設ける予算がない | 11 喫煙室・場所を設ける場所がない |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

**問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設に屋外喫煙場所を設置する場合は、喫煙環境表示が必要です)**

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和2年4月から施行するなど、特に20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QRコードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686882172236>
 からWEB回答いただかか、別添回答用紙に○をつけ、令和5年10月31日(火)までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- 1 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- 2 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設
- 4 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センター
- 5 その他（具体的にお書きください：）

問2 貴施設の所在地をお教えください。(○は1つ)

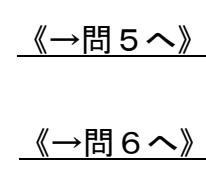
- 1 神戸地域（神戸市）
- 2 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- 3 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
- 4 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町）
- 5 北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
- 6 中播磨地域（姫路市、神河町、市川町、福崎町）
- 7 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）
- 8 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
- 9 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
- 10 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

問3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内・敷地内及びその周囲を禁煙」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(○は1つ)

- 1 知っている
- 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
- 3 条例があることを今回初めて知った

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- | | | | |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙 |  | <u>《→問5へ》</u> | |
| 2 建物内・敷地内を禁煙 | |  | <u>《→問6へ》</u> |
| 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある | | | |
| 4 建物内に喫煙専用室*がある | | | |
| 5 受動喫煙対策をしていない | | | |

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ① 室外から喫煙専用室に向う気流は0.2m毎秒以上
- ② 壁、天井等により区画
- ③ たばこの煙は屋外に排気
- ④ 喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 県の条例が改正、施行されたから | 2 施設の方針だから |
| 3 時代の流れだから | 4 利用者の要望による |
| 5 施設のイメージアップのため | 6 利用者の健康のため |
| 7 従業員や自分のため | 8 特に理由はない |
| 9 子どもや妊婦が利用する施設だから | 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため |
| 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 喫煙者の要望 | 2 喫煙者を集客できるから |
| 3 禁煙になると利用者が減るから | 4 従業員や自分が喫煙者だから |
| 5 条例で認められているから | 6 非喫煙者の要望 |
| 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから | |
| 8 条例の規制内容を知らなかつたため | 9 現在の喫煙対策で十分と考える |
| 10 喫煙室・場所を設ける予算がない | 11 喫煙室・場所を設ける場所がない |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

**問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(飲食店については、条例で喫煙環境の表示が義務づけられています)**

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」(以下、「条例」といいます。)を改正し、令和2年4月から施行するなど、特に20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QRコードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686884157608>
 からWEB回答いただか、別添回答用紙に○をつけ、令和5年10月31日(火)までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- 1 鉄道 2 バス 3 船舶 4 飛行場
 5 その他 (具体的にお書きください :)

問2 貴施設の所在地をお教えください。(○は1つ)

- 1 神戸地域 (神戸市)
 2 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)
 3 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
 4 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)
 5 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
 6 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町)
 7 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
 8 但馬地域 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
 9 丹波地域 (丹波篠山市、丹波市)
 10 淡路地域 (洲本市、南あわじ市、淡路市)

問3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内(屋外プラットホームを含む)禁煙(ただし当分の間、要件を満たした喫煙専用室※の設置は可)」(詳細は別添チラシ参照)である事をご存知でしたか。(○は1つ)

- 1 知っている
 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
 3 条例があることを今回初めて知った

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ① 室外から喫煙専用室に向う気流は0.2m毎秒以上
 ② 壁、天井等により区画
 ③ たばこの煙は屋外に排気
 ④ 喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
 2 建物内・敷地内を禁煙
 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
 4 建物内に喫煙専用室がある
 5 受動喫煙対策をしていない

{ 《→問5へ》
 } 《→問6へ》

次頁もご記入ください

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 県の条例が改正、施行されたから | 2 施設の方針だから |
| 3 時代の流れだから | 4 利用者の要望による |
| 5 施設のイメージアップのため | 6 利用者の健康のため |
| 7 従業員や自分のため | 8 特に理由はない |
| 9 子どもや妊婦が利用する施設だから | 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため |
| 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 喫煙者の要望 | 2 喫煙者を集客できるから |
| 3 禁煙にすると利用者が減るから | 4 従業員や自分が喫煙者だから |
| 5 条例で認められているから | 6 非喫煙者の要望 |
| 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから | |
| 8 条例の規制内容を知らなかつたため | 9 現在の喫煙対策で十分と考える |
| 10 喫煙室・場所を設ける予算がない | 11 喫煙室・場所を設ける場所がない |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設建物内に喫煙専用室を設ける場合は、施設入口と室の入口に表示が必要です)

- 1 表示している
2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

問9 今後の受動喫煙対策に期待することありますか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
3 20歳未満の方への喫煙防止教育
4 妊婦の方への喫煙防止教育
5 受動喫煙に係る相談体制の整備
6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
11 公共喫煙所の整備
12 その他（具体的にお書きください：）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約 13 万人、受動喫煙により約 1.5 万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和 2 年 4 月から施行するなど、特に 20 歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QR コードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686889922832>
 から WEB 回答いただかずか、別添回答用紙に○をつけ、令和 5 年 10 月 31 日（火）までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問 1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(〇は 1 つ)

- | | | | |
|-----------------------|----------------|------------|--------|
| 1 コンビニ | 2 スーパー・生鮮食品販売店 | 3 ドラッグストア | |
| 4 衣料品販売店 | 5 自動車販売店 | 6 菓子・パン販売店 | |
| 7 酒販売店 | 8 本・文房具店 | 9 スポーツ用品店 | |
| 10 金融機関 | 11 理美容所 | 12 公衆浴場 | 13 映画館 |
| 14 その他（具体的にお書きください： ） | | | |

問 2 貴施設の所在地をお教えください。(〇は 1 つ)

- 1 神戸地域（神戸市）
- 2 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- 3 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
- 4 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）
- 5 北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
- 6 中播磨地域（姫路市、神河町、市川町、福崎町）
- 7 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）
- 8 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
- 9 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
- 10 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

問 3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内を禁煙（ただし当分の間、要件を満たした喫煙専用室※の設置は可）」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(〇は 1 つ)

- 1 知っている
- 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
- 3 条例があることを今回初めて知った

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ① 室外から喫煙専用室に向う気流は 0.2m 毎秒以上
- ② 壁、天井等により区画
- ③ たばこの煙は屋外に排気
- ④ 喫煙区域であること、20 歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
- 2 建物内・敷地内を禁煙
- 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
- 4 建物内に喫煙専用室がある
- 5 受動喫煙対策をしていない

} 《→問5へ》
} 《→問6へ》

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 県の条例が改正、施行されたから
- 2 施設の方針だから
- 3 時代の流れだから
- 4 利用者の要望による
- 5 施設のイメージアップのため
- 6 利用者の健康のため
- 7 従業員や自分のため
- 8 特に理由はない
- 9 子どもや妊婦が利用する施設だから
- 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため
- 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 喫煙者の要望
- 2 喫煙者を集客できるから
- 3 禁煙にすると利用者が減るから
- 4 従業員や自分が喫煙者だから
- 5 条例で認められているから
- 6 非喫煙者の要望
- 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから
- 8 条例の規制内容を知らなかったため
- 9 現在の喫煙対策で十分と考える
- 10 喫煙室・場所を設ける予算がない
- 11 喫煙室・場所を設ける場所がない
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設建物内に喫煙専用室を設ける場合は、施設入口と室の入口に表示が必要です)

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約 13 万人、受動喫煙により約 1.5 万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和 2 年 4 月から施行するなど、特に 20 歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QR コードもしくは
<https://www.e-hyogo.ei.g-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686891338966> から WEB 回答いただか、別添回答用紙に○をつけ、令和 5 年 10 月 31 日（火）までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問 1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(○は 1 つ)

- 1 ホテル 2 旅館 3 民宿 4 その他 (具体的にお書きください :)

問 1-2 客室の喫煙環境は、次のうちどれですか。(○は 1 つ)

- 1 全室禁煙 2 禁煙客室と喫煙できる客室がある
 3 全室喫煙可

問 2 貴施設の所在地をお教えください。(○は 1 つ)

- 1 神戸地域 (神戸市)
 2 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)
 3 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
 4 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)
 5 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
 6 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町)
 7 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
 8 但馬地域 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
 9 丹波地域 (丹波篠山市、丹波市)
 10 淡路地域 (洲本市、南あわじ市、淡路市)

問 3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内を禁煙（ただし当分の間、要件を満たした喫煙専用室※の設置は可）」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(○は 1 つ)

- 1 知っている
 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
 3 条例があることを今回初めて知った

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ① 室外から喫煙専用室に向う気流は 0.2m 毎秒以上
 ② 壁、天井等により区画
 ③ たばこの煙は屋外に排気
 ④ 喫煙区域であること、20 歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
- 2 建物内・敷地内を禁煙
- 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
- 4 建物内に喫煙専用室がある
- 5 受動喫煙対策をしていない

{ 《→問5へ》
《→問6へ》 }

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 県の条例が改正、施行されたから | 2 施設の方針た... |
| 3 時代の流れだから | 4 利用者の要望による |
| 5 施設のイメージアップのため | 6 利用者の健康のため |
| 7 従業員や自分のため | 8 特に理由はない |
| 9 子どもや妊婦が利用する施設だから | 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため |
| 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

次頁もご記入ください

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 喫煙者の要望 | 2 喫煙者を集客できるから |
| 3 禁煙にすると利用者が減るから | 4 従業員や自分が喫煙者だから |
| 5 条例で認められているから | 6 非喫煙者の要望 |
| 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから | |
| 8 条例の規制内容を知らなかったため | 9 現在の喫煙対策で十分と考える |
| 10 喫煙室・場所を設ける予算がない | 11 喫煙室・場所を設ける場所がない |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設建物内に喫煙専用室を設ける場合は、施設入口と室の入口に表示が必要です)

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約 13 万人、受動喫煙により約 1.5 万人が死亡していると推計されています。
- 屋内全面禁煙の法的規制が実施されている国では、心筋梗塞や脳卒中などの入院が減り、しかも、レストラン、居酒屋・バーを禁煙化すると、入院リスクは、より有意に減少することが各種の調査からわかっています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和 2 年 4 月から施行するなど、特に 20 歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴店の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QR コード
もしくは
<https://www.e-hyogo.e-g-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686892550616> から WEB 回答いただかずか、別添回答用紙に○をつけ、令和 5 年 10 月 31 日（火） までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問 1 貴店は以下のどれにあてはまりますか。(○は 1 つ)

- | | | | |
|---------------------|-------------------------|---------------|-------|
| 1 和食の料理店 | 2 洋食の料理店 | 3 中華料理（ラーメン）店 | |
| 4 一般食堂 | 5 ファミリーレストラン | 6 ファストフード店 | |
| 7 喫茶・カフェ | 8 そば・うどん店 | 9 すし店 | 10 料亭 |
| 11 居酒屋 | 12 バー・スナック・キャバレー・ナイトクラブ | | |
| 13 カレー専門店 | 14 焼肉やお好み焼きなど鉄板焼きのお店 | | |
| 15 その他（具体的にお書きください： | | |) |

問 1-2 主なお客様はどのような方ですか。(○は 1 つ)

- | | | | |
|------------|--------|----------|------------|
| 1 成人男性 | 2 成人女性 | 3 成人男女混成 | 4 子どもを含む家族 |
| 5 20 歳未満の方 | | | |

問 1-3 アルコール類（ビール、お酒など）を提供していますか。(○は 1 つ)

- | | |
|--------|---------|
| 1 している | 2 していない |
|--------|---------|

問 1-4 客席の数は次のうちどれですか。(○は 1 つ)

- | | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 9 席以下 | 2 10~29 席 | 3 30~49 席 | 4 50~99 席 | 5 100 席以上 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|

問 1-5 貴店の店主、オーナーや、家族などを除く従業員の総人数は何名ですか。
(○は 1 つ)

- | | | |
|-------------------|----------------|---------------|
| 1 10 名以上 | 2 5 名以上 10 名未満 | 3 1 名以上 4 名以下 |
| 4 0 名（本人もしくは家族のみ） | | |

問 1-6 貴店の客席面積*は次のうちどれですか。(○は 1 つ)

- | | |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1 30 m ² （約 16 畳）未満 | 2 30 m ² ~50 m ² （約 27 畠）未満 |
| 3 50 m ² ~100 m ² （約 54 畠）以下 | 4 100 m ² 超 |

* 客席面積とは、廊下やトイレ、従業員が使用する場所を除く、お客様が飲食するためのテーブル、椅子などの設備の面積をいいます。

次頁もご記入ください

問2 貴施設の所在地をお教えください。(○は1つ)

- 1 神戸地域 (神戸市)
- 2 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)
- 3 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
- 4 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)
- 5 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
- 6 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町)
- 7 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
- 8 但馬地域 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
- 9 丹波地域 (丹波篠山市、丹波市)
- 10 淡路地域 (洲本市、南あわじ市、淡路市)

問3 条例では、飲食店に関する規制内容は、下記のとおりである事をご存知でしたか。
(○は1つ、詳細は別紙チラシ参照)

類型	対象	規制内容
(1) 原則	(2)以外の全ての飲食店	建物内禁煙 (ただし要件を満たした喫煙専用室*の設置可)
(2) 特例措置 (既存小規模飲食店)	以下の全ての要件を満たす飲食店 ・客席面積が 100 m ² 以下 ・令和2年4月1日時点に現存 ・個人又は資本金 5,000 万円以下の法人が経営	下記いずれかの選択が可能 ・建物内禁煙 ・建物内の一部もしくは全部を喫煙可能

- 1 知っている
- 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
- 3 条例があることを今回初めて知った

* 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ①室外から喫煙専用室に向う気流は0.2m毎秒以上
- ②壁、天井等により区画
- ③たばこの煙は屋外に排気
- ④喫煙区域であること、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

問3-2 加熱式たばこの煙(蒸気)には有害物質が含まれるため、兵庫県では改正健康増進法が経過措置として認める加熱式たばこ専用喫煙室*の設置を認めていません。このことをご存知でしたか。(○は1つ)

- 1 知っている
- 2 規制があることは知っていたが、条例の規制内容は今回初めて知った
- 3 規制があることを今回初めて知った

* 加熱式たばこを吸いながら飲食できる室のことで、法律では施設の一部に設置可。

問3-3 兵庫県では指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室の設置を認めていないことについてどう思いますか。(○は1つ)

- 1 よい
- 2 わからない
- 3 悪い (理由 :)

次頁もご記入ください

問4 貴店で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。

(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内を禁煙 《→問5へ》
- 2 建物内禁煙だが、屋外に喫煙場所がある } 《→問6へ》
- 3 建物内に喫煙専用室がある
- 4 建物内の一部で喫煙可能（条例の特例措置適用） } 《→問6、7へ》
- 5 建物内の全席で喫煙可能（条例の特例措置適用）
- 6 受動喫煙対策をしていない 《→問6へ》

問5 問4で1と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 県の条例が改正、施行されたから
- 2 会社の方針だから
- 3 時代の流れだから
- 4 お客様の要望による
- 5 お店のイメージアップのため
- 6 お客様の健康のため
- 7 従業員や自分のため
- 8 特に理由はない
- 9 子どもや妊婦が利用する施設だから
- 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため
- 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問8にお進みください

問6 問4で2～6と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 喫煙者の要望
- 2 喫煙者を集客できるから
- 3 禁煙にするとお客様が減るから
- 4 従業員や自分が喫煙者だから
- 5 条例で認められているから
- 6 非喫煙者の要望
- 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから
- 8 条例の規制内容を知らなかったため
- 9 現在の喫煙対策で十分と考える
- 10 喫煙室・場所を設ける予算がない
- 11 喫煙室・場所を設ける場所がない
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問4で2～3、6と答えた方は問8にお進みください

問4で4～5と答えた方は問7にお進みください

問7 問4で4～5と答えた方にお聞きします。今後仮に条例の特例措置が終了し、建物内禁煙(ただし、要件を満たした喫煙専用室の設置可)が義務化された場合、受動喫煙防止対策をどうする見込みですか。(○は1つ)

- 1 建物内・敷地内を禁煙
- 2 建物内禁煙だが、屋外に喫煙所を設置
- 3 建物内に喫煙専用室を設置
- 4 わからない

次頁もご記入ください

問8 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。（〇は1つ）

（飲食店については、条例で喫煙環境の表示が義務づけられています）

- 1 表示している
- 2 表示していない

問9 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。（〇は1つ）

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

問10 今後の受動喫煙対策に期待することはありますか。（〇はいくつでも可）

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください：）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約 13 万人、受動喫煙により約 1.5 万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」(以下、「条例」といいます。)を改正し、令和 2 年 4 月から施行するなど、特に 20 歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QR コードもしくは



<https://www.e-hyogo.e-g-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686896281940>

から WEB 回答いただか、別添回答用紙に○をつけ、令和 5 年 10 月 31 日（火）までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。

用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問 1 貴施設は以下のどれにあてはりますか。(〇は 1 つ)

- 1 図書館 2 博物館 3 美術館 4 記念館、郷土館、画廊
5 その他（具体的にお書きください：)

問 2 貴施設の所在地をお教えください。(〇は 1 つ)

- 1 神戸地域（神戸市）
2 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
3 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
4 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町）
5 北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
6 中播磨地域（姫路市、神河町、市川町、福崎町）
7 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）
8 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
9 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
10 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

問 3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内を禁煙（ただし当分の間、要件を満たした喫煙専用室*の設置は可）」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(〇は 1 つ)

- 1 知っている
2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
3 条例があることを今回初めて知った

* 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

① 室外から喫煙専用室に向う気流は 0.2m 每秒以上

② 壁、天井等により区画

③ たばこの煙は屋外に排気

④ 喫煙区域であること、20 歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

問 4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(〇は 1 つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
2 建物内・敷地内を禁煙
3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
4 建物内に喫煙専用室がある
5 受動喫煙対策をしていない

《→問 5 へ》
《→問 6 へ》

次頁もご記入ください

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 県の条例が改正、施行されたから | 2 施設の方針だから |
| 3 時代の流れだから | 4 利用者の要望による |
| 5 施設のイメージアップのため | 6 利用者の健康のため |
| 7 従業員や自分のため | 8 特に理由はない |
| 9 子どもや妊婦が利用する施設だから | 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため |
| 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 喫煙者の要望 | 2 喫煙者を集客できるから |
| 3 禁煙にすると利用者が減るから | 4 従業員や自分が喫煙者だから |
| 5 条例で認められているから | 6 非喫煙者の要望 |
| 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから | |
| 8 条例の規制内容を知らなかつたため | 9 現在の喫煙対策で十分と考える |
| 10 喫煙室・場所を設ける予算がない | 11 喫煙室・場所を設ける場所がない |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設建物内に喫煙専用室を設ける場合は、施設入口と室の入口に表示が必要です)

- 1 表示している
2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
2 置いていない
※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

問9 今後の受動喫煙対策に期待することありますか。(○はいくつでも可)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発 | |
| 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート | |
| 3 20歳未満の方への喫煙防止教育 | |
| 4 妊婦の方への喫煙防止教育 | |
| 5 受動喫煙に係る相談体制の整備 | |
| 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援 | |
| 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化 | |
| 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化 | |
| 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化 | |
| 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする | |
| 11 公共喫煙所の整備 | |
| 12 その他（具体的にお書きください：） | |

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約 13 万人、受動喫煙により約 1.5 万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」(以下、「条例」といいます。)を改正し、令和 2 年 4 月から施行するなど、特に 20 歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QR コードもしくは
<https://www.e-hyogo.e-g-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686897036900>
から WEB 回答いただくか、別添回答用紙に○をつけ、令和 5 年 10 月 31 日（火）までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。
- 

用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問 1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(○は 1 つ)

- 1 觀覧場 2 運動施設 3 動物園・植物園・水族館
4 遊園地 5 都市公園
6 その他 (具体的にお書きください :)

問 2 貴施設の所在地をお教えください。(○は 1 つ)

- 1 神戸地域 (神戸市)
2 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)
3 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
4 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)
5 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
6 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町)
7 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
8 但馬地域 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
9 丹波地域 (丹波篠山市、丹波市)
10 淡路地域 (洲本市、南あわじ市、淡路市)

問 3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内・敷地内を禁煙（ただし当分の間、要件を満たした喫煙専用室※1 や屋外喫煙場所※2 の設置は可）」(詳細は別添チラシ参照)である事をご存知でしたか。(○は 1 つ)

- 1 知っている
2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
3 条例があることを今回初めて知った

※1 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。
① 室外から喫煙専用室に向う気流は 0.2m 毎秒以上
② 壁、天井等により区画
③ たばこの煙は屋外に排気
④ 喫煙区域であること、20 歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

※2 貴施設に屋外喫煙場所を設ける場合、次の要件を満たす必要があります。
① 喫煙場所を区画
② 喫煙区域であること、20 歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示
③ 施設利用者が通常立ち入らない場所に設置

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
- 2 建物内・敷地内を禁煙
- 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
- 4 建物内に喫煙専用室がある
- 5 受動喫煙対策をしていない

} 《→問5へ》
} 《→問6へ》

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 県の条例が改正、施行されたから
- 2 施設の方針だから
- 3 時代の流れだから
- 4 利用者の要望による
- 5 施設のイメージアップのため
- 6 利用者の健康のため
- 7 従業員や自分のため
- 8 特に理由はない
- 9 子どもや妊婦が利用する施設だから
- 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため
- 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 喫煙者の要望
- 2 喫煙者を集客できるから
- 3 禁煙にすると利用者が減るから
- 4 従業員や自分が喫煙者だから
- 5 条例で認められているから
- 6 非喫煙者の要望
- 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから
- 8 条例の規制内容を知らなかったため
- 9 現在の喫煙対策で十分と考える
- 10 喫煙室・場所を設ける予算がない
- 11 喫煙室・場所を設ける場所がない
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)

（貴施設の建物内に喫煙専用室を設けたり、屋外に喫煙場所を設置する場合は、喫煙環境表示が必要です）

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約 13 万人、受動喫煙により約 1.5 万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和 2 年 4 月から施行するなど、特に 20 歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QR コードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686898102291>
 から WEB 回答いただか、別添回答用紙に○をつけ、令和 5 年 10 月 31 日（火）までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問 1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(該当するものに□にレ点、○は 1 つ)

- 飲食を提供していない施設 □ 飲食店と面積を共有している複合型
- 1 ゲームセンター 2 パチンコ店 3 まぁじやん店
- 4 その他（具体的にお書きください：)

問 1-2 貴施設の店舗面積（建物内）は次のうちどれですか。(○は 1 つ)

- 1 50 m²（約 15 坪）未満 2 50～100 m²（約 30 坪） 3 100 m²超

問 2 貴施設の所在地をお教えください。

- 1 神戸地域（神戸市）
 2 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
 3 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
 4 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町）
 5 北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
 6 中播磨地域（姫路市、神河町、市川町、福崎町）
 7 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）
 8 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
 9 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
 10 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

問 3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内を禁煙（ただし当分の間、要件を満たした喫煙専用室*の設置は可）」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(○は 1 つ)

- 1 知っている
 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
 3 条例があることを今回初めて知った

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

① 室外から喫煙専用室に向う気流は 0.2m 毎秒以上

② 壁、天井等により区画

③ たばこの煙は屋外に排気

④ 喫煙区域であること、20 歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
- 2 建物内・敷地内を禁煙
- 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
- 4 建物内に喫煙専用室がある
- 5 受動喫煙対策をしていない

} 《→問5へ》
} 《→問6へ》

問4-5 問3-4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 県の条例が改正、施行されたから
- 2 施設の方針だから
- 3 時代の流れだから
- 4 利用者の要望による
- 5 施設のイメージアップのため
- 6 利用者の健康のため
- 7 従業員や自分のため
- 8 特に理由はない
- 9 子どもや妊婦が利用する施設だから
- 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため
- 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 喫煙者の要望
- 2 喫煙者を集客できるから
- 3 禁煙にすると利用者が減るから
- 4 従業員や自分が喫煙者だから
- 5 条例で認められているから
- 6 非喫煙者の要望
- 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから
- 8 条例の規制内容を知らなかったため
- 9 現在の喫煙対策で十分と考える
- 10 喫煙室・場所を設ける予算がない
- 11 喫煙室・場所を設ける場所がない
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設建物内に喫煙専用室を設ける場合は、施設入口と室の入口に表示が必要です)

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございます。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約 13 万人、受動喫煙により約 1.5 万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和 2 年 4 月から施行するなど、特に 20 歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QR コードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686898682412>
 から WEB 回答いただか、別添回答用紙に○をつけ、令和 5 年 10 月 31 日（火）までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問 1 貴施設は以下のどれにあてはまりますか。(〇は 1 つ。延べ利用者数や収入等を考慮の上、主たる施設の形態を選択してください。)

- 1 高齢者施設（通所型） 2 高齢者施設（入所型） 3 高齢者施設（訪問型）
 4 障害者施設（通所型） 5 障害者施設（入所型） 6 障害者施設（訪問型）
 7 その他（具体的にお書きください： ）

問 2 貴施設の所在地をお教えください。(〇は 1 つ)

- 1 神戸地域（神戸市）
 2 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
 3 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
 4 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町）
 5 北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
 6 中播磨地域（姫路市、神河町、市川町、福崎町）
 7 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）
 8 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
 9 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
 10 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

問 3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内を禁煙（ただし当分の間、要件を満たした喫煙専用室※の設置は可）」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。(〇は 1 つ)

- 1 知っている
 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
 3 条例があることを今回初めて知った

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ① 室外から喫煙専用室に向う気流は 0.2m 每秒以上
 ② 壁、天井等により区画
 ③ たばこの煙は屋外に排気
 ④ 喫煙区域であること、20 歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
- 2 建物内・敷地内を禁煙
- 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
- 4 建物内に喫煙専用室がある
- 5 受動喫煙対策をしていない

} 《→問5へ》
} 《→問6へ》

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 県の条例が改正、施行されたから
- 2 施設の方針だから
- 3 時代の流れだから
- 4 利用者の要望による
- 5 施設のイメージアップのため
- 6 利用者の健康のため
- 7 従業員や自分のため
- 8 特に理由はない
- 9 子どもや妊婦が利用する施設だから
- 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため
- 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 喫煙者の要望
- 2 喫煙者を集客できるから
- 3 禁煙にすると利用者が減るから
- 4 従業員や自分が喫煙者だから
- 5 条例で認められているから
- 6 非喫煙者の要望
- 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから
- 8 条例の規制内容を知らなかったため
- 9 現在の喫煙対策で十分と考える
- 10 喫煙室・場所を設ける予算がない
- 11 喫煙室・場所を設ける場所がない
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設建物内に喫煙専用室を設ける場合は、施設入口と室の入口に表示が必要です)

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査票

兵庫県保健医療部健康増進課

- たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約 13 万人、受動喫煙により約 1.5 万人が死亡していると推計されています。
- 兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を改正し、令和 2 年 4 月から施行するなど、特に 20 歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組を強化しています。
- 貴施設の喫煙環境や受動喫煙に関する次の質問について、QR コードもしくは
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1686899308228>
 から WEB 回答いただか、別添回答用紙に○をつけ、令和 5 年 10 月 31 日（火）までにご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。



用語の説明等：「喫煙」には、紙巻きたばこ、火を使わない加熱式のたばこを含みます。

問 1 貴事業所の従業員数はどれですか。(〇は 1 つ)

- 1 5名未満 2 6~19名 3 20~49名 4 50~299名
 5 300名以上

問 1-2 貴事業所の主な形態はどれですか。(〇は 1 つ)

- 1 主に製造部門 2 主に管理・営業部門 3 主に倉庫・物流部門
 4 その他 ()

問 2 貴施設の所在地をお教えください。(〇は 1 つ)

- 1 神戸地域 (神戸市)
 2 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)
 3 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)
 4 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)
 5 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
 6 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町)
 7 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)
 8 但馬地域 (豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)
 9 丹波地域 (丹波篠山市、丹波市)
 10 淡路地域 (洲本市、南あわじ市、淡路市)

問 3 条例では、貴施設に関する規制内容が「建物内を禁煙（ただし当分の間、要件を満たした喫煙専用室*の設置は可）」（詳細は別添チラシ参照）である事をご存知でしたか。
(〇は 1 つ)

- 1 知っている
 2 条例があることは知っていたが、規制内容は今回初めて知った
 3 条例があることを今回初めて知った

※ 商業施設等内で専ら喫煙のために利用する室で、次の要件を満たす必要があります。

- ① 室外から喫煙専用室に向う気流は 0.2m 每秒以上
 ② 壁、天井等により区画
 ③ たばこの煙は屋外に排気
 ④ 喫煙区域であること、20 歳未満の者及び妊婦は立入禁止であることを表示

次頁もご記入ください

問4 現在、貴施設で実施している受動喫煙防止対策はどれですか。(○は1つ。テナントビルに入居している場合は、専有する区画について回答してください。)

- 1 建物内・敷地内及びその周囲を禁煙
- 2 建物内・敷地内を禁煙
- 3 建物内は禁煙だが、屋外に喫煙場所がある
- 4 建物内に喫煙専用室がある
- 5 受動喫煙対策をしていない

{ 《→問5へ》
《→問6へ》 }

問5 問4で1～2と答えた方にお聞きします。「建物内・敷地内を禁煙」とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 県の条例が改正、施行されたから
- 2 施設の方針だから
- 3 時代の流れだから
- 4 利用者の要望による
- 5 施設のイメージアップのため
- 6 利用者の健康のため
- 7 従業員や自分のため
- 8 特に理由はない
- 9 子どもや妊婦が利用する施設だから
- 10 新型コロナウイルスの感染を防ぐため
- 11 近隣から喫煙に関する苦情があったから
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問6 問4で3～5と答えた方にお聞きします。現在の喫煙環境とした理由は何ですか。(○はいくつでも可)

- 1 喫煙者の要望
- 2 喫煙者を集客できるから
- 3 禁煙にすると利用者が減るから
- 4 従業員や自分が喫煙者だから
- 5 条例で認められているから
- 6 非喫煙者の要望
- 7 敷地外の喫煙が増え、周辺地域への対応が必要となるから
- 8 条例の規制内容を知らなかったため
- 9 現在の喫煙対策で十分と考える
- 10 喫煙室・場所を設ける予算がない
- 11 喫煙室・場所を設ける場所がない
- 12 その他（具体的にお書きください：）

⇒ 問7にお進みください

問7 施設の喫煙環境（禁煙、喫煙区域など）を利用者に周知するため、施設の入り口付近又は利用者の見やすい場所にステッカー等で表示していますか。(○は1つ)
(貴施設建物内に喫煙専用室を設ける場合は、施設入口と室の入口に表示が必要です)

- 1 表示している
- 2 表示していない

問8 施設出入り口周辺や人が相互に近接利用する屋外に、灰皿を置いていますか。(○は1つ)

- 1 置いている
- 2 置いていない

※ 県の条例で施設の出入り口周辺に灰皿を設置することは禁止されています。

次頁もご記入ください

問9 今後の受動喫煙対策に期待することはありませんか。(○はいくつでも可)

- 1 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- 2 たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 3 20歳未満の方への喫煙防止教育
- 4 妊婦の方への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙に係る相談体制の整備
- 6 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 7 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 8 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 9 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 10 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- 11 公共喫煙所の整備
- 12 その他（具体的にお書きください： ）

最後にもう一度記載もれがないかご確認ください。ご協力ありがとうございました。

令和5年度「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査（施設調査）実施結果（概要）

I 調査内容

- 1 目的等** 条例別表に掲げる規制対象施設を中心とした 124,928 施設・店舗に、条例の認知度や受動喫煙対策・遵守の状況等を確認し、今後の受動喫煙対策の方向性を検討する。
- 2 調査期間** 令和5年10月から11月（前回：令和3年2月から3月）
- 3 回収結果** 回収数：8,023 施設（回収率：50.9%）（前回：回収率45.1%）

条例の対象となる施設区分	対象施設数 (※1)	配布数 (A)	全数調査	回収数 (B)	回収率 (B/A)	前回調査 回収率	前回から の増減
幼小中高校等	2,376	2,376	※2	1,152	48.5%	57.8%	-9.3%
保育所	1,284	421		349	82.9%	70.2%	+12.7%
大学等	271	271	○	153	56.5%	43.1%	+13.4%
医療機関等	7,939	1,496		1,028	68.7%	63.1%	+5.6%
介護医療院等	191	191	○	128	67.6%	67.6%	-0.6%
薬局	2,729	467		355	76.0%	72.2%	+3.8%
官公庁舎	224	224	○	148	66.1%	62.9%	+3.2%
国家公務	183	183	○	111	60.7%	55.9%	+4.8%
地方公務	41	41	○	37	90.2%	90.2%	0.0%
児童福祉等	1,403	671		397	59.2%	45.0%	+14.2%
公共交通機関	75	75	○	38	50.7%	57.9%	-7.2%
商業施設	60,470	3,912		1,708	43.7%	30.6%	+13.1%
物品販売	47,969	1,225		696	56.8%	31.1%	+25.7%
金融機関	2,993	1,212		416	34.3%	28.1%	+6.2%
理・美容所	9,292	1,259		505	40.1%	29.3%	+10.8%
公衆浴場	192	192	○	78	40.6%	43.4%	-2.8%
映画館	24	24	○	13	54.2%	50.0%	+4.2%
宿泊施設	1,393	907		451	49.7%	33.2%	+16.5%
飲食店	22,051	1,334		454	34.0%	28.3%	+5.7%
図書館等	249	249	○	159	63.9%	75.8%	-11.9%
観覧場・公園等	1,170	1,010		472	46.7%	46.5%	+0.2%
観覧場・運動施設	1,047	887		423	47.7%	38.9%	+8.8%
動物園・公園等	123	123	○	49	39.8%	92.8%	-53.0%
遊技場	491	491	○	157	32.0%	35.7%	-3.7%
ゲームセンター	90	90	○	20	22.2%	23.7%	-1.5%
パチスコ・麻雀	401	401	○	137	34.2%	38.2%	-4.0%
社会福祉	6,038	658		438	66.6%	54.9%	+11.7%
製造業	16,574	1,010		436	43.2%	37.2%	+6.0%
合計	124,928	15,763		8,023	50.9%	45.1%	+5.8%

※1 対象施設数はR3 経済センサス等をもとに算出

※2 幼・小・中・高校等は、各教育委員会を通じた調査による

II 調査結果の概要

1 条例の認知度

- 回答施設全体では「(規制内容も含めて) 条例を知っている」70.4%、「(条例は知っているが) 規制内容を初めて知った」は18.7%となり、認知している割合は合わせて89.2%であった。(前回調査93.2%より4.0ポイント減少)
- 施設別では、「(規制内容も含めて) 条例を知っている」と回答した割合は、官公庁舎(地方)94.6%が最も多く、次いで幼小中高校等93.4%、介護医療院等90.6%、パチンコ・麻雀88.3%となっている。
- 「(条例は知っているが) 規制内容を初めて知った」と回答した割合は、薬局が33.2%と最も多く、次いで物品販売業が29.5%、理・美容所が29.3%となっている。
- 「(条例を) 初めて知った」と回答した割合については、理・美容所が24.2%、物品販売業が23.9%、製造業23.4%となっており、全平均(10.3%)よりも10ポイント以上高くなっている。

施設	知っている ①	規制内容を 初めて知った②	初めて 知った	無回答	今回調査 ①+②	前回調査	前回から の増減
幼小中高校等	93.4%	6.6%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
保育所	81.0%	11.2%	6.9%	0.9%	92.2%	95.4%	-3.2%
大学等	88.2%	9.2%	2.0%	0.7%	97.4%	99.2%	-1.8%
医療機関等	73.4%	15.4%	10.5%	0.7%	88.8%	92.6%	-3.8%
介護医療院等	90.6%	7.0%	1.6%	0.8%	97.6%	99.2%	-1.6%
薬局	54.4%	33.2%	12.4%	0.0%	87.6%	92.4%	-4.8%
官公庁舎	89.9%	5.4%	4.7%	0.0%	95.3%	98.4%	-3.1%
国家公務	88.3%	5.4%	6.3%	0.0%	93.7%	97.8%	-4.1%
地方公務	94.6%	5.4%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
児童福祉等	72.5%	16.4%	11.1%	0.0%	88.9%	93.5%	-4.6%
公共交通機関	73.7%	18.4%	5.3%	2.6%	92.1%	95.5%	-3.4%
商業施設	55.0%	24.9%	19.5%	0.6%	79.9%	86.6%	-6.7%
物品販売	46.0%	29.5%	23.9%	0.7%	75.4%	82.7%	-7.3%
金融機関	75.2%	14.4%	10.1%	0.2%	89.7%	93.6%	-3.9%
理・美容所	45.9%	29.3%	24.2%	0.6%	75.2%	83.2%	-8.0%
公衆浴場	80.8%	15.4%	3.8%	0.0%	96.2%	97.6%	-1.4%
映画館	84.6%	7.7%	0.0%	7.7%	92.3%	100.0%	-7.7%
宿泊施設	69.2%	22.6%	7.8%	0.4%	91.8%	91.3%	+0.5%
飲食店	63.4%	26.9%	7.3%	2.4%	90.3%	94.3%	-4.0%
図書館等	79.9%	16.4%	3.8%	0.0%	96.2%	96.9%	-0.7%
観覧場・公園等	75.2%	18.4%	6.1%	0.2%	93.6%	97.5%	-3.9%
観覧場・運動施設	74.2%	19.1%	6.4%	0.2%	93.4%	98.1%	-4.7%
動物園・公園等	83.7%	12.2%	4.1%	0.0%	95.9%	96.1%	-0.2%
遊技場	87.3%	7.0%	5.1%	0.6%	94.3%	87.5%	+6.8%
ゲームセンター	80.0%	5.0%	15.0%	0.0%	85.0%	100.0%	-15.0%
パチンコ・麻雀	88.3%	7.3%	3.6%	0.7%	95.6%	85.7%	+9.9%
社会福祉	64.4%	24.7%	11.0%	0.0%	89.0%	92.5%	-3.5%
製造業	47.0%	29.1%	23.4%	0.5%	76.1%	80.6%	-4.5%
合計	70.4%	18.7%	10.3%	0.5%	89.2%	93.2%	-4.0%
前回調査	76.8%	16.4%	6.1%	0.7%	93.2%	—	—

2－1 施設の喫煙環境

- 回答施設全体では、「建物内・敷地内禁煙かつ敷地周囲まで禁煙」が28.1%、「敷地内・建物内禁煙」が38.8%、「建物内禁煙（屋外喫煙有）」が20.3%、「建物内禁煙（喫煙専用室有）」が6.0%であり、9割以上が建物内禁煙以上の対策を実施している。
- 介護医療院等、官公庁舎（地方）、映画館、ゲームセンターでは100%、大学等、図書館等、観覧場・公園等、公共交通機関等では90%以上、条例の規制が守られている（公的な施設の遵守率が高い）。
- 大学等の27.0%（前回30.3%）、官公庁舎の44.6%（前回58.3%）、観覧場・公園等の42.4%（前回44.9%）が、「当分の間」認められている屋外喫煙場所を設置している。

施設	建物内・敷地内禁煙かつ敷地周囲まで禁煙	敷地内・建物内禁煙	建物内禁煙屋外喫煙場所有	建物内禁煙喫煙専用室有	受動喫煙対策無し	無回答	条例遵守施設割合※表網掛け部分	(前回調査時)条例遵守施設割合
幼小中高校等	73.2%	26.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	73.2%	81.0%
保育所	40.0%	56.8%	0.3%	0.9%	2.0%	0.0%	40.0%	43.0%
大学等	25.0%	46.7%	27.0%	0.7%	0.7%	0.0%	98.7%	99.2%
医療機関等	32.9%	61.2%	3.2%	1.0%	1.4%	0.4%	32.9%	32.1%
介護医療院等	22.7%	45.3%	32.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	99.2%
薬局	29.3%	60.8%	3.1%	0.3%	5.6%	0.8%	93.2%	94.4%
官公庁舎	10.8%	41.2%	44.6%	2.7%	0.7%	0.0%	96.6%	100.0%
国家公務	11.7%	48.6%	35.1%	3.6%	0.9%	0.0%	95.5%	100.0%
地方公務	8.1%	18.9%	73.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
児童福祉等	36.3%	53.4%	7.1%	0.5%	2.8%	0.0%	36.3%	35.9%
公共交通機関	5.3%	42.1%	34.2%	10.5%	7.9%	0.0%	92.1%	93.1%
商業施設	15.2%	38.0%	24.1%	6.6%	13.8%	2.3%	83.8%	85.0%
物品販売	15.2%	33.3%	26.7%	5.0%	18.4%	1.3%	80.3%	83.4%
金融機関	19.0%	41.8%	23.8%	12.5%	2.4%	0.5%	97.1%	97.1%
理・美容所	12.7%	42.8%	18.4%	1.6%	19.4%	5.1%	75.4%	74.6%
公衆浴場	9.0%	25.6%	41.0%	20.5%	0.0%	3.8%	96.2%	100.0%
映画館	23.1%	53.8%	7.7%	15.4%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
宿泊施設	3.3%	10.2%	49.3%	26.9%	8.0%	2.2%	89.8%	87.4%
図書館等	17.6%	57.2%	24.5%	0.0%	0.0%	0.6%	99.4%	98.8%
観覧場・公園等	14.2%	33.5%	42.4%	8.5%	0.6%	0.8%	98.5%	96.9%
観覧場・運動施設	13.5%	32.4%	43.3%	9.5%	0.5%	0.9%	98.6%	96.9%
動物園・公園等	20.4%	42.9%	34.7%	0.0%	2.0%	0.0%	98.0%	97.1%
遊技場	3.2%	8.3%	17.8%	56.7%	10.8%	3.2%	86.0%	83.7%
ゲームセンター	20.0%	30.0%	10.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
パチンコ・麻雀	0.7%	5.1%	19.0%	59.1%	12.4%	3.6%	83.9%	82.0%
社会福祉	14.6%	33.3%	44.1%	3.7%	4.1%	0.2%	95.7%	95.0%
製造業	8.3%	14.0%	47.6%	12.2%	17.2%	0.7%	82.1%	79.6%
合計	28.1%	38.8%	20.3%	6.0%	5.8%	0.9%	74.3%	—
前回調査	31.9%	36.2%	19.8%	6.0%	5.0%	1.1%	—	—

※濃い色がけ部分は条例に準じた対策（「当分の間」の措置を除く）、薄い色がけ部分は「当分の間」の措置。

2－2 地域別の喫煙環境の条例遵守状況

- ・条例を遵守している施設の割合については、前頁「2－1 施設の喫煙環境」の「条例遵守施設割合」とおりであり、全施設を合計した割合は 74.3%である。それを地域別に集計したところ、中播磨地域が 81.5%で最も高く、次いで丹波地域 79.7%、但馬地域 79.5%、淡路地域 79.1%、神戸地域 78.7%、西播磨地域 76.6%となっており、ここまでが平均を上回っている。
- ・逆に、平均を下回ったのは、阪神北地域 70.8%、東播磨地域 70.8%、阪神南地域 69.2%、北播磨地域 68.2%となっている。

施設	神戸 地域	阪神南 地域	阪神北 地域	東播磨 地域	北播磨 地域	中播磨 地域	西播磨 地域	但馬 地域	丹波 地域	淡路 地域
幼小中高校等	100.0%	55.8%	60.4%	34.0%	40.5%	95.3%	83.5%	44.8%	—	98.2%
保育所	40.3%	41.2%	38.5%	43.3%	28.6%	34.0%	38.9%	62.5%	0.0%	50.0%
大学等	97.3%	95.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
医療機関等	34.2%	36.1%	37.3%	30.2%	21.6%	34.0%	29.8%	32.1%	36.8%	12.8%
介護医療院等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
薬局	89.4%	97.2%	95.1%	95.1%	80.0%	96.9%	83.3%	100.0%	100.0%	84.6%
官公庁舎	93.0%	93.3%	100.0%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
国家公務	92.9%	91.7%	100.0%	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
地方公務	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
児童福祉等	37.9%	30.9%	27.5%	50.0%	25.0%	33.3%	35.0%	33.3%	25.0%	33.3%
公共交通機関	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	77.8%	100.0%	100.0%	100.0%	85.7%
商業施設	86.4%	86.1%	83.6%	80.1%	81.4%	88.0%	76.6%	79.5%	79.1%	86.1%
物品販売	80.2%	85.1%	81.3%	79.3%	79.3%	88.0%	75.0%	78.2%	71.4%	68.8%
金融機関	98.2%	96.9%	100.0%	96.2%	100.0%	96.8%	92.6%	93.8%	100.0%	100.0%
理・美容所	82.3%	80.3%	75.0%	66.2%	67.7%	75.8%	64.9%	62.5%	82.4%	100.0%
公衆浴場	92.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
映画館	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	—	—	—
宿泊施設	86.4%	68.4%	93.3%	87.5%	90.9%	97.1%	100.0%	92.0%	93.3%	85.7%
図書館等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.7%	100.0%	100.0%
観覧場・公園等	98.1%	97.3%	100.0%	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.5%
観覧場・運動施設	97.8%	97.2%	100.0%	100.0%	97.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.3%
動物園・公園等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%
遊技場	87.8%	73.7%	91.7%	79.2%	88.9%	96.2%	100.0%	100.0%	33.3%	66.7%
ゲームセンター	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
パチンコ・麻雀	86.7%	70.6%	90.9%	73.7%	87.5%	95.2%	100.0%	100.0%	33.3%	66.7%
社会福祉	93.5%	92.0%	100.0%	98.5%	95.0%	97.6%	96.3%	100.0%	100.0%	92.3%
製造業	90.0%	80.0%	84.8%	90.0%	70.6%	77.8%	74.3%	77.4%	90.0%	68.8%
合 計	78.7%	69.2%	70.8%	70.8%	68.2%	81.5%	76.6%	79.5%	79.7%	79.1%

※色がけは各施設の合計値より 20 ポイント以上差があるもの。

○飲食店

- 飲食店では、93.0%（前回91.7%）が何らかの受動喫煙対策を実施している。対策の内訳は、「敷地内・建物内禁煙」が40.5%（前回31.0%）、「建物内禁煙（屋外喫煙所あり）」が23.1%（前回25.6%）、「建物内禁煙（喫煙専用室あり）」が5.1%（前回3.3%）、「建物内の一部を喫煙可」が5.1%（前回7.5%）、「建物内の全部を喫煙可」としている割合は19.2%（前回24.3%）であった。
- 既存小規模飲食店については、当分の間、喫煙可能室が認められているため、93.0%と高い遵守率となつたが、「建物内の一部又は全部を喫煙可」を除くと遵守率は68.7%（前回59.9%）となる。

建物内・敷地内禁煙	建物内禁煙屋外喫煙所有	喫煙専用室有	建物内一部喫煙可	建物内全面喫煙可	受動喫煙対策無し	無回答	条例遵守施設割合 表網掛け部分	(前回調査時) 条例遵守施設割合
40.5%	23.1%	5.1%	5.1%	19.2%	5.3%	1.8%	93.0%	91.7% +1.3%

- 飲食店について、客席面積が100m²以下の施設が90.9%（前回93.2%）。従業員数が4名以下の施設が65.4%（前回72.3%）（従業員のいない施設は34.1%（前回40.7%））となっている。

①飲食店の種別

和食の料理店	8.1%
洋食の料理店	8.4%
中華料理（ラーメン）店	3.7%
一般食堂	5.7%
ファミリーレストラン	1.8%
ファストフード店	2.6%
喫茶・カフェ	22.5%
そば・うどん店	5.1%
すし店	2.6%
料亭	0.0%
居酒屋	12.3%
バー・スナック・キャバレー・ナイトクラブ	6.8%
カレー専門店	1.3%
焼肉やお好み焼きなど鉄板焼きの店	11.9%
その他	7.0%
無回答	0.0%

②客層

成人男性	11.2%
成人女性	7.3%
成人男女混成	68.9%
子どもを含む家族	11.7%
20歳未満の方	0.4%
無回答	0.4%

③「子供を含む家族」「20歳未満の方」がメインの飲食店の喫煙環境 ※()内は前回

建物内・敷地内を禁煙	47.3% (50.8)
建物内禁煙だが、屋外に喫煙場所がある	40.0% (39.3)
建物内に喫煙専用室がある	9.1% (3.3)
建物内の一部で喫煙可能(条例の特例措置)	1.8% (6.6)
建物内の全部で喫煙可能(条例の特例措置)	0.0% (0.0)
受動喫煙対策をしていない	1.8% (0.0)
無回答	0.0% (0.0)

④客席面積

30m ² （約16畳）未満	42.7%
30m ² ～50m ² （約27畳）未満	29.7%
50m ² ～100m ² （約54畳）以下	18.5%
100m ² 超	6.8%
無回答	2.2%

⑤従業員数

10名以上	18.7%
5名以上10名未満	14.5%
1名以上4名以下	31.3%
0名（本人もしくは家族のみ）	34.1%
無回答	1.3%

⑥客席面積別喫煙環境 ※()内は前回

客席面積別喫煙環境	30m ² 未満	30～50m ² 未満	50～100m ² 以下	100m ² 超
建物内・敷地内を禁煙	37.6% (26.4)	38.5% (30.4)	52.4% (34.9)	35.5% (48.1)
建物内禁煙だが、屋外に喫煙場所がある	13.9% (16.9)	29.6% (31.7)	27.4% (27.9)	41.9% (44.4)
建物内に喫煙専用室がある	1.5% (2.5)	5.2% (1.9)	10.7% (8.1)	9.7% (3.7)
建物内の一部を喫煙可能（条例の特例措置）	4.1% (8.0)	5.9% (8.7)	6.0% (7.0)	6.5% (0.0)
建物内の全部を喫煙可能（条例の特例措置）	31.4% (35.3)	16.3% (19.9)	1.2% (16.3)	3.2% (0.0)
受動喫煙対策をしていない	8.2% (2.5)	3.7% (0.6)	2.4% (0.0)	3.2% (0.0)
無回答	3.1% (8.5)	0.7% (6.8)	0.0% (5.8)	0.0% (3.7)

⑦従業員数別喫煙環境 ※()内は前回

従業員数別喫煙環境	10名以上	5名以上10名未満	1名以上4名以下	0人
建物内・敷地内を禁煙	51.8% (50.7)	47.0% (39.3)	34.5% (22.4)	37.4% (26.5)
建物内禁煙だが、屋外に喫煙場所がある	27.1% (31.5)	25.8% (26.8)	27.5% (32.2)	16.1% (18.4)
建物内に喫煙専用室がある	11.8% (8.2)	7.6% (3.6)	2.8% (0.7)	2.6% (3.6)
建物内の一部を喫煙可能（条例の特別措置）	4.7% (2.7)	9.1% (7.1)	3.5% (9.9)	5.2% (7.7)
建物内の全部で喫煙可能（条例の特別措置）	3.5% (4.1)	10.6% (19.6)	23.2% (26.3)	27.1% (32.1)
受動喫煙対策をしていない	0.0% (0.0)	0.0% (0.0)	7.0% (1.3)	9.0% (2.0)
無回答	1.2% (2.7)	0.0% (3.6)	1.4% (7.2)	2.6% (9.7)

⑧特例措置終了後の対策見込み

「建物内の一部又は全面で喫煙可」の飲食店に質問。
Q今後、仮に「喫煙専用室有」以上の対策が義務化された場合どうする見込みか。

建物内・敷地内禁煙	建物内禁煙屋外喫煙所有	喫煙専用室有	わからぬ	無回答
12.7%	15.5%	8.2%	51.8%	11.8%

3 建物内・敷地内禁煙とした理由

- 回答施設全体では、「条例施行による」と回答した割合が23.2%と最も高く、次いで「施設方針のため」が

16.9%、「利用者の健康のため」が15.1%、「従業員のため」が13.6%となっている。

- 回答別で見ると、「条例施行による」としている割合は、動物・公園等が51.9%と最も高く、次いで官公庁舎（国家）が46.8%、幼小中高校等が44.7%となっている。
- 「利用者要望」を最も多く答えたのはパチンコ・麻雀13.6%、「従業員のため」と最も多く答えたのは製造業28.7%となっている。

※色分けは各項目の合計値より10ポイント以上差があるもの。

施設	による 条例 実施	施設 方針	時代 の流れ	利用 者要望	イメー ジアップ のため	利 用 者 の 健 康 の た め	従 業 員 の た め	理 由 無 し	利 用 施 設 だ か ら の 子 ど も ・ 妊 婦 の	コ ロ ナ 対 策	近 隣 か ら の 苦 情 対 策	無 回 答	その 他
幼小中高校等	44.7%	4.0%	1.0%	0.5%	0.1%	15.7%	15.7%	0.3%	17.6%	0.0%	0.0%	0.5%	
保育所	17.1%	20.3%	5.6%	0.9%	3.3%	14.7%	10.7%	0.6%	25.1%	0.2%	0.3%	1.2%	
大学等	25.8%	29.2%	6.8%	1.7%	2.5%	14.4%	6.4%	0.4%	6.8%	0.0%	2.5%	3.4%	
医療機関等	15.8%	21.5%	11.5%	0.9%	4.1%	17.6%	14.1%	1.2%	9.4%	1.0%	0.3%	2.6%	
介護医療院等	30.5%	29.5%	10.0%	1.6%	4.7%	10.0%	9.5%	0.0%	0.5%	1.1%	1.6%	1.1%	
薬局	11.3%	21.1%	10.8%	1.1%	5.4%	20.1%	12.4%	1.6%	13.0%	0.6%	0.2%	2.4%	
官公庁舎	46.1%	30.5%	3.9%	0.0%	0.0%	7.8%	5.5%	0.0%	2.3%	0.8%	0.8%	5.1%	
国家公務	46.8%	33.0%	4.6%	0.0%	0.0%	6.4%	4.6%	0.0%	0.9%	0.0%	0.9%	5.5%	
地方公務	42.1%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	15.8%	10.5%	0.0%	10.5%	5.3%	0.0%	4.2%	
児童福祉等	20.1%	20.2%	6.6%	0.9%	3.9%	12.8%	11.0%	0.5%	21.3%	0.6%	0.4%	1.8%	
公共交通機関	26.1%	17.4%	10.9%	6.5%	4.3%	13.0%	8.7%	0.0%	4.3%	2.2%	0.0%	6.5%	
商業施設	15.3%	15.2%	16.4%	3.3%	5.7%	13.3%	17.0%	2.8%	6.0%	1.1%	0.3%	3.7%	
物品販売	11.5%	14.0%	19.0%	2.3%	5.7%	14.2%	19.8%	3.6%	5.4%	1.2%	0.3%	3.1%	
金融機関	24.3%	27.3%	12.3%	1.9%	2.8%	11.0%	12.7%	0.6%	1.3%	0.4%	0.6%	4.7%	
理・美容所	12.0%	7.9%	17.2%	5.2%	7.2%	14.0%	18.3%	3.8%	9.4%	1.1%	0.0%	3.9%	
公衆浴場	21.8%	12.6%	13.8%	4.6%	8.0%	13.8%	10.3%	0.0%	12.6%	1.2%	0.0%	1.1%	
映画館	16.7%	22.2%	11.1%	5.6%	11.1%	11.1%	5.6%	5.6%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	
宿泊施設	22.2%	16.5%	12.7%	3.8%	7.6%	13.3%	9.5%	1.3%	5.7%	3.2%	0.6%	3.8%	
飲食店	22.4%	9.5%	13.9%	4.4%	7.5%	12.1%	13.3%	0.8%	8.7%	2.4%	1.6%	3.4%	
図書館等	28.1%	27.3%	10.0%	1.2%	4.8%	10.0%	4.4%	0.4%	8.4%	1.2%	0.4%	3.6%	
観覧場・公園等	25.7%	24.4%	10.1%	2.7%	5.6%	14.3%	8.3%	0.4%	6.0%	0.2%	0.0%	2.2%	
観覧場・運動施設	22.1%	24.7%	10.4%	2.8%	5.9%	15.5%	9.2%	0.5%	6.4%	0.3%	0.0%	2.3%	
動物園・公園等	51.9%	22.2%	7.4%	1.9%	3.7%	5.6%	1.9%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	1.9%	
遊技場	25.7%	17.1%	11.4%	8.6%	2.9%	11.4%	5.7%	2.9%	8.6%	0.0%	0.0%	5.8%	
ゲームセンター	15.4%	30.8%	7.7%	0.0%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	23.1%	0.0%	0.0%	7.7%	
パチンコ・麻雀	31.8%	9.1%	13.6%	13.6%	0.0%	13.6%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	
社会福祉	17.9%	26.3%	11.7%	1.3%	4.4%	13.8%	14.0%	1.7%	2.5%	1.9%	1.5%	3.3%	
製造業	6.2%	8.4%	16.9%	5.6%	2.2%	14.0%	28.7%	7.9%	1.7%	1.1%	0.6%	6.7%	
合 計	23.2%	16.9%	9.4%	1.6%	3.8%	15.1%	13.6%	1.2%	11.7%	0.8%	2.4%	2.4%	
前回調査	23.2%	14.9%	8.1%	1.3%	3.1%	16.1%	11.3%	0.8%	15.2%	0.5%	2.7%	2.7%	

その他の主な回答：喫煙者がいない33、施設基準のため33、テナントオーナー・管理会社等の方針32、火事を危惧16、たばこ・たばこの臭いが嫌い15 等

4 喫煙場所を残した理由または受動喫煙対策をしていない理由

- 回答施設全体では、「喫煙者要望による」と回答した割合が20.5%と最も高く、次いで「条例で認めら

れている」と「喫煙室・場所が設けられない」が9.8%で並んでいる。

- 回答別で見ると、「喫煙者要望による」と回答した割合は、介護医院等が34.3%と最も高く、次いで官公庁舎（国家）が32.8%、観覧場・運動施設が28.5%となっている。
- 「利用者減少懸念」と回答した割合は、映画館が40.0%と最も高く、次いでパチンコ・麻雀が21.0%、飲食店が13.7%となっている。

施設	喫煙者要望	集客のため	利用客減少	喫煙者	従業員が れている	条例で認めら れる	非喫煙者要望	対策 敷地外喫煙	知らない 条例を	十分	現在対策で	予算がない 喫煙室・場所の	喫煙室・場所が 設けられない	その他・ 無回答
幼小中高校等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保育所	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	6.3%	62.5%	
大学等	27.8%	3.3%	2.2%	6.7%	7.8%	6.7%	24.4%	0.0%	6.7%	3.3%	6.7%	4.4%		
医療機関等	14.0%	1.2%	0.0%	7.0%	7.0%	3.5%	8.1%	11.6%	9.3%	2.3%	8.1%	28.0%		
介護医療院等	34.3%	3.0%	0.0%	16.4%	19.4%	7.5%	3.0%	0.0%	9.0%	1.5%	1.5%	4.5%		
薬局	8.7%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	2.2%	6.5%	15.2%	19.6%	8.7%	21.7%	15.2%		
官公庁舎	29.4%	0.9%	0.9%	7.3%	19.3%	5.5%	12.8%	0.0%	7.3%	3.7%	3.7%	9.2%		
国家公務	32.8%	0.0%	0.0%	10.3%	22.4%	1.7%	6.9%	0.0%	10.3%	3.4%	3.4%	8.6%		
地方公務	25.5%	2.0%	2.0%	3.9%	15.7%	9.8%	19.6%	0.0%	3.9%	3.9%	3.9%	9.8%		
児童福祉等	24.6%	1.6%	0.6%	9.8%	3.3%	4.9%	1.6%	3.3%	13.1%	9.8%	3.3%	24.6%		
公共交通機関	27.8%	0.0%	0.0%	13.9%	13.9%	8.3%	11.1%	2.8%	8.3%	0.0%	2.8%	11.1%		
商業施設	18.9%	2.7%	3.2%	12.4%	4.9%	7.8%	4.4%	3.7%	11.4%	6.4%	12.0%	12.1%		
物品販売	17.5%	3.4%	2.4%	14.3%	5.0%	6.7%	3.0%	5.6%	13.2%	5.8%	9.9%	13.2%		
金融機関	24.7%	0.9%	0.4%	19.4%	5.3%	9.3%	7.9%	0.9%	6.2%	3.1%	10.1%	11.9%		
理・美容所	16.1%	1.7%	4.0%	8.0%	3.4%	7.8%	2.9%	3.7%	11.2%	9.2%	18.7%	13.3%		
公衆浴場	24.0%	6.7%	8.7%	2.9%	7.7%	10.6%	9.6%	0.0%	13.5%	7.7%	4.8%	3.9%		
映画館	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%		
宿泊施設	26.5%	5.8%	6.6%	3.9%	10.1%	7.1%	4.6%	0.8%	9.2%	9.9%	10.8%	4.8%		
飲食店	20.2%	7.4%	13.7%	5.6%	9.8%	3.5%	4.0%	1.7%	10.1%	8.4%	12.4%	3.4%		
図書館等	24.6%	0.0%	1.8%	5.3%	12.3%	1.8%	15.8%	0.0%	12.3%	7.0%	7.0%	12.3%		
観覧場・公園等	28.1%	5.2%	9.2%	4.3%	14.6%	7.9%	6.2%	0.6%	8.6%	5.8%	5.8%	3.6%		
観覧場・運動施設	28.5%	5.3%	9.5%	4.4%	15.3%	8.6%	5.8%	0.7%	8.6%	5.3%	4.6%	3.5%		
動物園・公園等	23.5%	2.9%	5.9%	2.9%	5.9%	0.0%	11.8%	0.0%	8.8%	11.8%	20.6%	5.9%		
遊技場	17.1%	11.7%	20.4%	3.6%	16.5%	2.7%	5.7%	0.3%	6.9%	4.5%	5.1%	5.4%		
ゲーミングセンター	11.1%	11.1%	11.1%	5.6%	27.8%	5.6%	11.1%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	11.1%		
パチンコ・麻雀	17.5%	11.7%	21.0%	3.5%	15.9%	2.5%	5.4%	0.3%	7.0%	4.8%	5.4%	5.1%		
社会福祉	27.4%	0.7%	2.4%	14.3%	6.8%	6.8%	4.1%	1.7%	9.2%	9.0%	11.4%	6.3%		
製造業	2.9%	19.7%	1.6%	0.7%	13.1%	7.3%	10.4%	1.8%	4.2%	11.7%	9.1%	17.5%		
合計	20.5%	6.2%	6.2%	7.2%	9.8%	6.3%	6.0%	2.2%	9.1%	7.6%	9.8%	9.0%		
前回調査	21.3%	4.0%	6.6%	7.4%	11.0%	6.6%	5.1%	2.1%	8.6%	7.7%	9.9%	9.6%		

*色がけは各項目の合計値より10ポイント以上差があるもの。

その他の回答：喫煙者がいない104、テナントオーナー・管理会社の方針40、火事を危惧10、
ポイ捨て対策9 等

5 喫煙環境表示及び灰皿設置の状況

- 建物出入口付近の喫煙環境表示については、回答施設全体では「表示している」と回答した割合は、官公

庁舎（地方）が86.5%と最も高い。次いで、パチンコ・麻雀が82.5%、動物園・公園等が79.6%となつておらず、平均では45.8%となっている。（前回調査54.4%より8.6ポイント減少）

- 飲食店は喫煙環境表示が義務付けられているものの、割合としては、69.2%にとどまっている。（前回調査77.8%より8.6ポイント減少）
- 条例で禁止されている建物出入口等の灰皿設置について、「設置している」と回答した割合は、宿泊施設の35.5%が最も高く、次いで公衆浴場が33.3%、パチンコ・麻雀が27.7%となっており、全体では9.9%となっている。（前回調査14.2%より4.3ポイント減少）

施設	建物出入口付近の喫煙環境表示			建物出入口等の灰皿設置		
	表示している	表示していない	無回答	設置している	設置していない	無回答
幼小中高校等	67.4%	32.6%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
保育所	24.2%	75.5%	0.3%	0.9%	99.1%	0.0%
大学等	54.9%	43.1%	2.0%	4.6%	93.5%	2.0%
医療機関等	49.6%	50.2%	0.2%	2.5%	96.8%	0.7%
介護医療院等	53.1%	46.9%	0.0%	1.7%	97.9%	0.4%
薬局	33.0%	66.8%	0.3%	1.7%	97.5%	0.8%
官公庁舎	74.4%	25.7%	0.0%	2.0%	98.0%	0.0%
国家公務	70.3%	29.7%	0.0%	1.8%	98.2%	0.0%
地方公務	86.5%	13.5%	0.0%	2.7%	97.3%	0.0%
児童福祉等	19.4%	79.3%	1.3%	1.3%	98.7%	0.9%
公共交通機関	57.9%	42.1%	0.0%	7.9%	92.1%	0.0%
商業施設	28.5%	68.7%	2.8%	14.9%	83.8%	1.3%
物品販売	24.0%	73.7%	2.3%	16.7%	82.2%	1.1%
金融機関	28.4%	68.8%	2.9%	7.9%	91.8%	0.2%
理・美容所	27.6%	69.2%	3.2%	15.9%	81.7%	2.4%
公衆浴場	71.8%	25.6%	2.6%	33.3%	65.4%	1.3%
映画館	53.8%	38.5%	7.7%	0.0%	100.0%	0.0%
宿泊施設	57.6%	41.7%	0.7%	35.5%	63.4%	1.1%
飲食店	69.2%	27.5%	3.3%	18.9%	75.3%	5.7%
図書館等	55.3%	44.7%	0.0%	2.5%	96.2%	1.3%
観覧場・公園等	66.7%	32.4%	0.8%	14.0%	85.2%	0.8%
観覧場・運動施設	65.2%	33.8%	0.9%	14.2%	84.9%	0.9%
動物園・公園等	79.6%	20.4%	0.0%	12.2%	87.8%	0.0%
遊技場	80.9%	17.2%	1.9%	26.8%	72.0%	1.3%
ゲームセンター	70.0%	30.0%	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%
パチンコ・麻雀	82.5%	15.3%	2.2%	27.7%	70.8%	1.5%
社会福祉	26.7%	73.1%	0.2%	7.3%	92.0%	0.7%
製造業	26.1%	72.7%	1.1%	24.3%	75.0%	0.7%
合計	45.8%	53.1%	1.1%	9.9%	89.1%	1.0%
前回調査	54.4%	44.5%	1.1%	14.2%	84.3%	1.5%

※飲食店は喫煙環境表示が義務づけられている。飲食店以外の施設は、建物内に喫煙場所を設ける場合のみ、出入口に喫煙環境を表示することが義務づけられており、その他表示を行う際は、施設管理者の判断による（例：医療機関等が「禁煙」表示を行うことなど）。

6 今後の受動喫煙対策に期待すること

- 回答施設全体では、「受動喫煙による健康影響の啓発」と回答した割合が22.2%と最も高く、次いで

「20歳未満への教育」が15.0%、「禁煙サポート」が12.2%となっており、前回調査からその順番は変わっていない。

・「公共喫煙所の整備」を今回調査から選択肢に追加したところ、遊技場、飲食店及び商業施設等で割合が高くなっている。

※色分けは各項目の合計値より10ポイント以上差があるもの。

その他回答：たばこの販売禁止46、吸いがらのポイ捨て対策38、たばこの値上げ（増税含む）20 等

施設	受動喫煙による健康影響の啓発	禁煙サポート	20歳未満への教育	妊婦へ教育	相談体制整備	助言・費用等支援	指導・罰則等強化	屋外(入口付近、路 上等)の対策強化	ダーリング庭等)対策強化	私的空間(ベラン ダ、庭等)対策強化	規制は最小限	公共喫煙所の整備	その他・無回答
幼小中高校等	38.8%	3.7%	42.3%	1.1%	0.7%	2.7%	4.0%	4.9%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	
保育所	21.5%	10.5%	15.2%	13.3%	4.1%	3.5%	5.9%	11.1%	5.4%	1.0%	7.1%	1.4%	
大学等	22.5%	13.5%	15.3%	2.7%	4.9%	8.1%	6.1%	13.3%	3.1%	0.7%	8.1%	1.1%	
医療機関等	20.9%	14.2%	11.2%	8.4%	5.7%	5.5%	7.2%	11.4%	5.2%	1.0%	7.4%	1.9%	
介護医療院等	21.9%	19.8%	9.3%	5.4%	4.2%	9.3%	4.5%	10.5%	3.3%	1.2%	8.4%	2.1%	
薬局	19.3%	16.9%	11.9%	6.4%	6.0%	5.5%	7.6%	10.5%	5.6%	0.4%	8.5%	1.4%	
官公庁舎	21.1%	13.9%	9.4%	5.5%	3.9%	7.8%	6.6%	11.9%	4.4%	0.8%	11.6%	3.0%	
国家公務	23.6%	12.8%	7.4%	4.1%	2.9%	5.0%	8.3%	12.4%	4.1%	0.8%	14.5%	4.2%	
地方公務	16.0%	16.0%	13.4%	8.4%	5.9%	13.4%	3.4%	10.9%	5.0%	0.8%	5.9%	0.8%	
児童福祉等	23.5%	12.7%	14.7%	8.6%	4.1%	5.1%	4.7%	11.7%	4.7%	0.7%	7.7%	1.8%	
公共交通機関	16.7%	16.7%	7.4%	5.6%	3.7%	12.0%	7.4%	8.3%	3.7%	3.7%	13.9%	0.9%	
商業施設	19.1%	12.9%	11.3%	6.5%	3.4%	6.1%	6.3%	11.1%	5.5%	1.6%	12.8%	3.4%	
物品販売	20.0%	12.6%	12.1%	6.3%	3.5%	5.9%	6.4%	11.0%	5.0%	1.8%	12.6%	2.7%	
金融機関	20.4%	15.3%	8.9%	4.5%	3.3%	8.0%	6.8%	12.0%	4.4%	0.6%	13.7%	2.0%	
理・美容所	16.9%	11.6%	12.0%	8.4%	3.5%	4.9%	5.6%	10.7%	7.0%	1.9%	12.4%	5.1%	
公衆浴場	20.1%	12.7%	10.6%	4.8%	2.6%	8.5%	6.3%	11.1%	3.7%	2.6%	12.7%	4.2%	
映画館	14.8%	14.8%	7.4%	0.0%	3.7%	3.7%	7.4%	14.8%	11.1%	3.7%	14.8%	3.7%	
宿泊施設	19.5%	10.2%	11.1%	6.6%	3.2%	12.8%	5.2%	9.0%	3.3%	3.4%	12.8%	3.0%	
飲食店	16.9%	9.8%	12.1%	6.0%	3.6%	7.3%	6.0%	10.6%	5.0%	3.4%	14.6%	4.6%	
図書館等	23.6%	13.1%	10.5%	4.1%	2.8%	10.0%	5.4%	13.8%	1.8%	1.0%	11.0%	2.8%	
観覧場・公園等	20.0%	12.2%	9.4%	5.1%	3.5%	10.3%	7.4%	10.6%	4.9%	1.8%	12.3%	2.6%	
観覧場・運動施設	19.9%	12.2%	9.4%	5.1%	3.4%	10.2%	7.2%	10.8%	4.9%	1.9%	12.2%	2.8%	
動物園・公園等	20.8%	12.0%	9.6%	4.8%	4.8%	11.2%	9.6%	8.8%	4.8%	0.8%	12.8%	0.0%	
遊技場	13.2%	9.1%	10.1%	5.4%	2.3%	15.5%	7.0%	10.1%	4.4%	2.8%	16.1%	3.8%	
ゲームセンター	11.6%	2.3%	7.0%	2.3%	0.0%	11.6%	14.0%	20.9%	11.6%	2.3%	11.6%	4.7%	
パチンコ・麻雀	13.4%	9.9%	10.5%	5.8%	2.6%	16.0%	6.1%	8.7%	3.5%	2.9%	16.6%	3.8%	
社会福祉	20.8%	16.8%	8.7%	5.0%	4.3%	9.9%	4.4%	9.5%	5.6%	1.8%	12.2%	1.0%	
製造業	18.8%	15.4%	9.5%	5.4%	3.2%	7.4%	6.4%	10.3%	5.2%	2.7%	12.8%	2.8%	
合計	22.2%	12.2%	15.0%	6.2%	3.7%	6.7%	6.0%	10.2%	4.4%	1.4%	9.6%	2.3%	
前回調査	25.6%	15.3%	16.4%	—	4.8%	7.1%	10.4%	11.4%	4.3%	1.5%	—	3.1%	

令和5年度 第2回県民モニター調査「受動喫煙対策について」

兵庫県では、受動喫煙を防止し、県民の健康で快適な生活環境の維持を図るため、平成24年3月に「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下「条例」）を制定しました。その後、公布された改正健康増進法の内容等を踏まえ、平成31年3月に条例を改正し、令和2年4月より全面施行しました。

今回は、受動喫煙対策の今後の検討にあたり、県民モニターの皆さんのご意見をいただくこととしましたので、ご協力をお願いします。

- * たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。（参考資料ページ参照）
- * 本調査の「たばこ」には、火を使わない加熱式のたばこ（たばこ葉が原材料で、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれる。）を含みます。
- * 受動喫煙対策の推進について（参考資料ページ参照）
 <参考資料ページへのリンク>

Q1 あなたは、たばこを吸いますか。（1つ選択）

※加熱式たばこ：たばこ葉が原材料で、燃焼させず加熱して使用するたばこ。
 香料等の入った溶液を加熱し蒸気を吸い込む電子たばことは異なる。

- 紙巻たばこを吸っている
- 加熱式たばこを吸っている
- 紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている
- 以前は吸っていたが、今は吸っていない
- もともと吸わない

Q2 あなたは、この1ヶ月間に受動喫煙の被害にあいましたか。（1つ選択）

※受動喫煙とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

- あった → Q2-2へ
- あわなかつた

Q3 Q2で「あった」と回答された方にお伺いします。どのような場所で受動喫煙にあいましたか。（いくつでも）

- 飲食店
- 物品販売店（スーパーなど）
- 宿泊施設
- 娯楽施設（ゲームセンター、カラオケ店など）
- 職場
- 公共交通機関（駅構内を含む）
- コンビニ、駅、飲食店など多数の人が利用する施設の出入口付近
- 公園、運動施設、遊園地
- 通学時間帯の通学路
- 医療機関（敷地内及びその周囲を含む）
- 保育所、幼稚園、小・中・高校（敷地内及びその周囲を含む）

- 大学、専修学校、その他各種学校
- 官公庁
- 歩きたばこ等の路上
- 自宅
- その他（下欄に具体的にご記入ください）

Q 4 喫煙により、健康にどのような影響があると思いますか。（いくつでも）

- 生活習慣病（肺がんや心臓病、脳卒中など）の危険性を高める
- C O P D (慢性閉塞性肺疾患)の危険性を高める
- 糖尿病の危険性を高める
- 歯周病(歯槽膿漏)の危険性を高める
- 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める
- 病名等はわからないが健康に良くないと思っている
- 特に健康に影響はない
- その他（下記に具体的にご記入ください。）

※COPD：喫煙や化学物質をはじめとした有害物質を吸入することで、気管支や肺胞がダメージをうけて、呼吸障害を来たした病態のこと。肺気腫や慢性気管支炎などが含まれる。

Q 5 受動喫煙により、健康にどのような影響があると思いますか。（いくつでも）

- 生活習慣病（肺がんや心臓病、脳卒中など）の危険性を高める
- 子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める
- 乳幼児突然死症候群の危険性を高める
- 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める
- 病名等はわからないが健康に良くないと思っている
- 特に健康に影響はない
- その他（下記に具体的にご記入ください。）

※乳幼児突然死症候群：何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の病気のこと。窒息などの事故とは異なる。

Q 6 近年、日本で利用が増加している加熱式たばこ※に関し、喫煙者自身への健康影響について、どのように思いますか。（1つ選択）

- 紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある
- 紙巻たばこより少ないが健康への影響がある
- 健康への影響はない
- わからない

Q 7 「受動喫煙の防止等に関する条例」は、特に20歳未満の者と妊婦の者を守るために取組を強化するなど国の健康増進法よりも一歩踏み込んだものとなっています。条例とその規制内容について知っていますか。（1つ選択）

※条例の主な内容

- ・商業施設や飲食店など多数の者が利用する建物内は原則禁煙
- ・医療機関や保育所、幼稚園、小・中・高校等では敷地内に加えその周囲も禁煙
- ・加熱式たばこも紙巻きたばこと同様の取り扱いとする
- ・妊婦の喫煙を制限し、喫煙区域には、20歳未満の者に加え、妊婦の立入りも禁止
- ・コンビニ、駅、飲食店など多数の人が利用する施設の出入口付近での灰皿設置禁止
- ・私的空間であっても20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅居室内や同乗する車内では喫煙禁止

- 条例があることは知っています、規制内容も知っています
- 条例があることは知っているが、規制内容は知らない
- 条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っています
- 条例があることも規制されていることも知らない

Q 8 20歳未満の者および妊婦の者と同室(同乗)する居室内(車内)での喫煙が条例で禁止されていることを知っていましたか。

- 知っていた
- 知らなかった

Q 9 加熱式たばこも、条例で規制されていることを知っていましたか。（1つ選択）

- 知っていた
- 知らなかった

Q 10 あなたは飲食店を選ぶ時に、入り口付近などのステッカー等による喫煙環境（禁煙、喫煙区域等）の表示を参考にしますか？（1つ選択）

- 参考にする
- 参考にしない（※理由を下欄にご記入ください。）

- 表示されていることを知らない
- 表示を知らない

Q11 あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。 (1つ選択)

- 受けたことがある
- 受けたことはない
- わからない

Q12 Q11で「受けたことがある」と回答された方にお伺いします。あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。 (いくつでも)

- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 短大・大学・専修学校等
- 覚えていない
- その他（下欄にご記入下さい）

Q13 今後の受動喫煙対策について、県にどのようなことを期待しますか。 (いくつでも)

- 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 20歳未満の者への喫煙防止教育
- 受動喫煙被害に係る相談体制の整備
- 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 公共喫煙所の整備
- 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- その他（下欄にご記入下さい）

第2回県民モニター調査「受動喫煙対策について」の調査結果

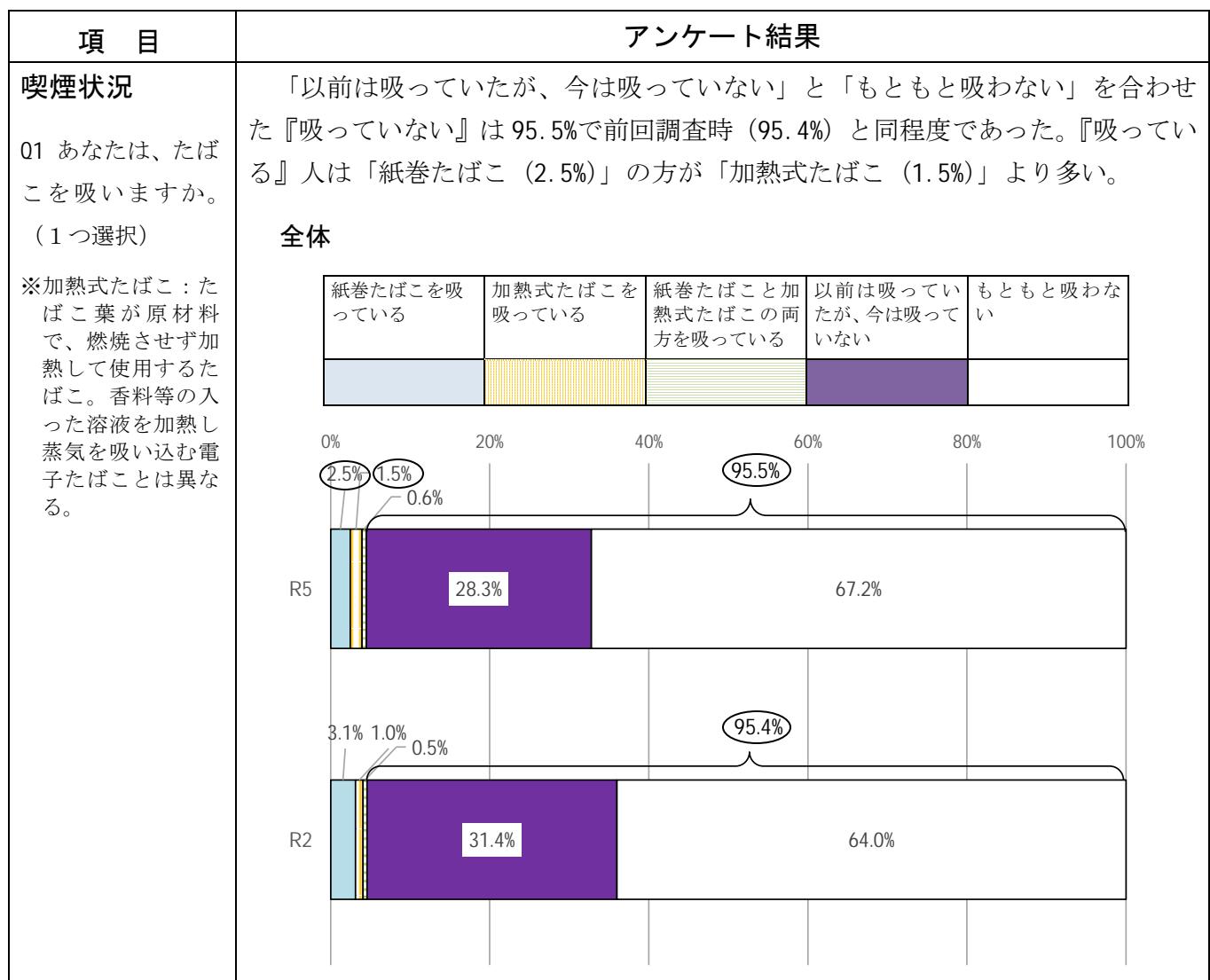
第2回県民モニター調査「受動喫煙対策について」の調査結果をとりまとめました。アンケート結果は、今後の受動喫煙対策に関する施策の検討に活用します。

1 調査概要

- (1) 調査テーマ：受動喫煙対策について
- (2) 調査対象者：県民モニター2,407人
- (3) 調査期間：令和5年7月7日（金）
～7月17日（月）[11日間]
- (4) 調査方法：県ホームページ上のアンケート
フォームに入力
- (5) 回答者数：1,779人（回答率73.9%）

2 調査結果の概要

	対象者	回答者	回答率
総 数	2,407	1,779	73.9%
性別	男性	1,063	76.7%
	女性	1,339	71.7%
	不明	5	80.0%
年代別	10～20代	86	53.5%
	30代	237	144
	40代	433	294
	50代	531	398
	60代	537	430
	70代以上	583	467



項目	アンケート結果																																											
	<p>『吸っていない』は男性・女性ともに9割超であるが、「もともと吸わない」は女性(86.5%)が男性(44.4%)の2倍程度となっている。その一方で、男性の約5割(48.0%)が「以前は吸っていたが、今は吸っていない」となっている。</p> <p>性・年代別で『吸っている』人は、男性では40代(13.2%)、女性では50代(3.1%)が最も多い。</p>																																											
	<p>性別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>紙巻たばこを吸っている</th> <th>加熱式たばこを吸っている</th> <th>紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている</th> <th>以前は吸っていたが、今は吸っていない</th> <th>もともと吸わない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>4.5%</td> <td>2.0%</td> <td>1.1%</td> <td>(48.0%)</td> <td>(44.4%)</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> <td>0.1%</td> <td>11.7%</td> <td>86.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>性・年代別 (『吸っている』人の割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>10・20代</th> <th>30代</th> <th>40代</th> <th>50代</th> <th>60代</th> <th>70代</th> <th>80代以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>0.0%</td> <td>9.1%</td> <td>(13.2%)</td> <td>10.2%</td> <td>7.8%</td> <td>5.9%</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>0.0%</td> <td>1.8%</td> <td>2.5%</td> <td>3.1%</td> <td>0.8%</td> <td>0.9%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>		性別	紙巻たばこを吸っている	加熱式たばこを吸っている	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	以前は吸っていたが、今は吸っていない	もともと吸わない	男性	4.5%	2.0%	1.1%	(48.0%)	(44.4%)	女性	0.7%	1.0%	0.1%	11.7%	86.5%	性別	10・20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	男性	0.0%	9.1%	(13.2%)	10.2%	7.8%	5.9%	3.2%	女性	0.0%	1.8%	2.5%	3.1%	0.8%	0.9%	0.0%
性別	紙巻たばこを吸っている	加熱式たばこを吸っている	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	以前は吸っていたが、今は吸っていない	もともと吸わない																																							
男性	4.5%	2.0%	1.1%	(48.0%)	(44.4%)																																							
女性	0.7%	1.0%	0.1%	11.7%	86.5%																																							
性別	10・20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上																																					
男性	0.0%	9.1%	(13.2%)	10.2%	7.8%	5.9%	3.2%																																					
女性	0.0%	1.8%	2.5%	3.1%	0.8%	0.9%	0.0%																																					

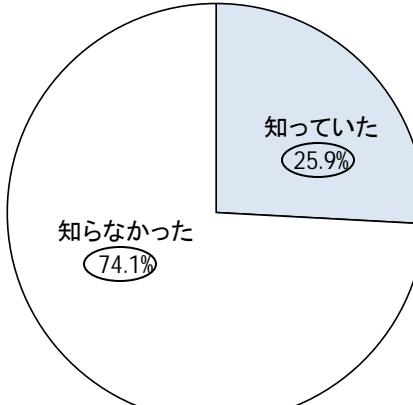
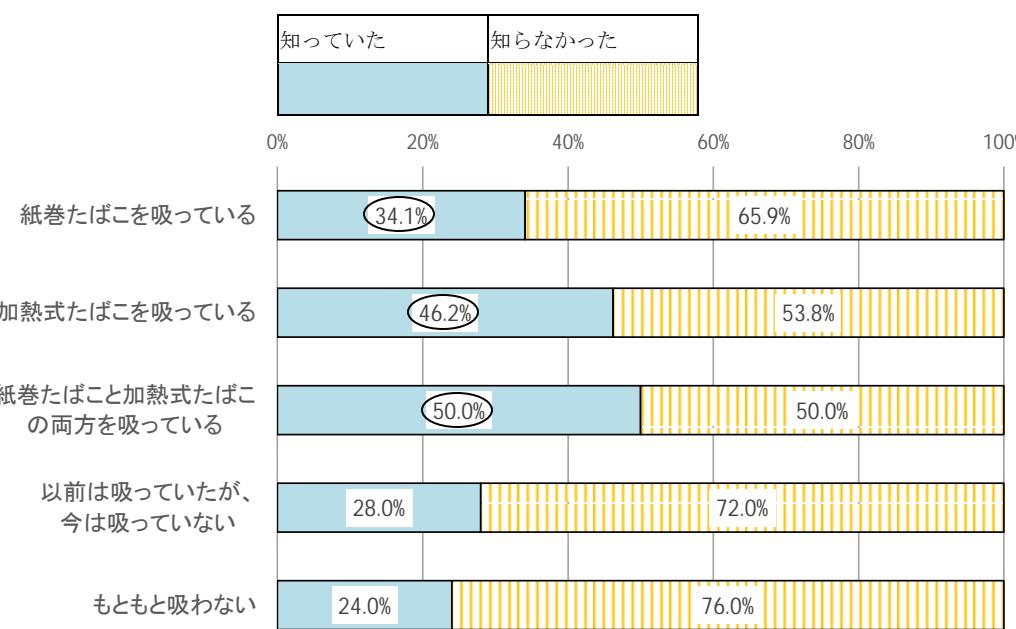
項目	アンケート結果																																																						
改正受動喫煙防 止条例施行後の 状況	<p>受動喫煙に「あった」人は前々回調査時と比較すると減少しているものの、前回調査時からは5.4ポイント増加し、42.2%となっている。</p> <p>受動喫煙にあった場所は、「歩きたばこ等の路上（29.2%）」が最も多く、前回調査時より2.8ポイント増加している。次いで「飲食店（18.2%）」「コンビニ等多数の人が利用する施設の出入口付近（11.5%）」が続いている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>あつた (%)</th> <th>あわなかつた (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>42.2%</td> <td>57.8%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>36.8%</td> <td>63.2%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>67.4%</td> <td>32.6%</td> </tr> </tbody> </table>	調査時期	あつた (%)	あわなかつた (%)	R5	42.2%	57.8%	R2	36.8%	63.2%	H29	67.4%	32.6%																																										
調査時期	あつた (%)	あわなかつた (%)																																																					
R5	42.2%	57.8%																																																					
R2	36.8%	63.2%																																																					
H29	67.4%	32.6%																																																					
Q2 あなたは、この 1ヶ月間に受動喫 煙の被害にあいま したか。（1つ選 択）	<p>※受動喫煙とは、他 人のたばこの煙を 吸わされることを いいます。</p>																																																						
Q3 どのような場所 で受動喫煙にあい ましたか。（いくつ でも選択可）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>R5 (%)</th> <th>R2 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩きたばこ等の路上</td> <td>29.2%</td> <td>26.4%</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>18.2%</td> <td>16.2%</td> </tr> <tr> <td>コンビニ、駅、飲食店など多数の 人が利用する施設の出入口付近</td> <td>11.5%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>集合住宅のベランダや庭など 居住空間屋外</td> <td>6.7%</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>公園、運動施設、遊園地</td> <td>6.2%</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>自宅</td> <td>3.9%</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>職場</td> <td>3.8%</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関 (駅構内を含む)</td> <td>2.7%</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>通学時間帯の通学路</td> <td>2.2%</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>物品販売店 (スーパーなど)</td> <td>1.7%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>娯楽施設 (ゲームセンター、カラオケ店など)</td> <td>1.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>0.9%</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>医療機関 (敷地内及びその周囲を含む)</td> <td>0.6%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>保育所、幼稚園、小・中・高校 (敷地内及びその周囲を含む)</td> <td>0.4%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>大学、専修学校、その他各種学校</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>官公庁</td> <td>0.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> </tr> </tbody> </table>	場所	R5 (%)	R2 (%)	歩きたばこ等の路上	29.2%	26.4%	飲食店	18.2%	16.2%	コンビニ、駅、飲食店など多数の 人が利用する施設の出入口付近	11.5%	11.5%	集合住宅のベランダや庭など 居住空間屋外	6.7%	7.3%	公園、運動施設、遊園地	6.2%	6.1%	自宅	3.9%	3.3%	職場	3.8%	3.2%	公共交通機関 (駅構内を含む)	2.7%	3.1%	通学時間帯の通学路	2.2%	2.3%	物品販売店 (スーパーなど)	1.7%	1.6%	娯楽施設 (ゲームセンター、カラオケ店など)	1.2%	1.0%	宿泊施設	0.9%	1.1%	医療機関 (敷地内及びその周囲を含む)	0.6%	0.5%	保育所、幼稚園、小・中・高校 (敷地内及びその周囲を含む)	0.4%	0.4%	大学、専修学校、その他各種学校	0.3%	0.1%	官公庁	0.3%	0.5%	その他	3.3%	3.3%
場所	R5 (%)	R2 (%)																																																					
歩きたばこ等の路上	29.2%	26.4%																																																					
飲食店	18.2%	16.2%																																																					
コンビニ、駅、飲食店など多数の 人が利用する施設の出入口付近	11.5%	11.5%																																																					
集合住宅のベランダや庭など 居住空間屋外	6.7%	7.3%																																																					
公園、運動施設、遊園地	6.2%	6.1%																																																					
自宅	3.9%	3.3%																																																					
職場	3.8%	3.2%																																																					
公共交通機関 (駅構内を含む)	2.7%	3.1%																																																					
通学時間帯の通学路	2.2%	2.3%																																																					
物品販売店 (スーパーなど)	1.7%	1.6%																																																					
娯楽施設 (ゲームセンター、カラオケ店など)	1.2%	1.0%																																																					
宿泊施設	0.9%	1.1%																																																					
医療機関 (敷地内及びその周囲を含む)	0.6%	0.5%																																																					
保育所、幼稚園、小・中・高校 (敷地内及びその周囲を含む)	0.4%	0.4%																																																					
大学、専修学校、その他各種学校	0.3%	0.1%																																																					
官公庁	0.3%	0.5%																																																					
その他	3.3%	3.3%																																																					
※[Q2]で「あつた」 と回答した人 751人（42.2%） に質問。																																																							

項目	アンケート結果																														
喫煙による健康への影響 <p>Q4 喫煙により、健康にどのような影響があると思いませんか。(いくつでも選択可)</p> <p>※COPD：喫煙や化学物質をはじめとした有害物質を吸入することで、気管支や肺胞がダメージをうけて、呼吸障害を来たした病態のこと。肺気腫や慢性気管支炎などが含まれる。</p>	<p>「生活習慣病の危険性を高める（84.8%）」が最も多く、次いで「COPD の危険性を高める（61.3%）」、「病名等はわからないが健康に良くないと思っている（52.6%）」が続いている。</p> <p>喫煙経験のない（もともと吸わない）人は「病名等はわからないが健康に良くないと思っている」を除き、喫煙経験のある人（紙巻たばこ・加熱式たばこのどちらか又は両方を吸っている、もしくは、以前は吸っていたが今は吸っていない人）より健康への影響を意識している人が多い。また、「特に健康に影響はない」は喫煙経験あり（3.4%）が喫煙経験なし（1.3%）の2.5倍超となっている。</p> <p>■全体</p> <p>■喫煙経験あり</p> <p>■喫煙経験なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>影響</th> <th>喫煙経験あり (%)</th> <th>喫煙経験なし (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める</td> <td>84.8%</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td>COPD※(慢性閉塞性肺疾患)の危険性を高める</td> <td>61.3%</td> <td>54.5%</td> </tr> <tr> <td>病名等はわからないが健康に良くないとと思っている</td> <td>52.6%</td> <td>54.4%</td> </tr> <tr> <td>妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める</td> <td>52.3%</td> <td>40.1%</td> </tr> <tr> <td>歯周病(歯槽膿漏)の危険性を高める</td> <td>33.2%</td> <td>30.9%</td> </tr> <tr> <td>糖尿病の危険性を高める</td> <td>19.2%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>特に健康に影響はない</td> <td>3.4%</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.3%</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>86.0%</td> <td>64.5%</td> </tr> </tbody> </table>	影響	喫煙経験あり (%)	喫煙経験なし (%)	生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める	84.8%	82.2%	COPD※(慢性閉塞性肺疾患)の危険性を高める	61.3%	54.5%	病名等はわからないが健康に良くないとと思っている	52.6%	54.4%	妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	52.3%	40.1%	歯周病(歯槽膿漏)の危険性を高める	33.2%	30.9%	糖尿病の危険性を高める	19.2%	12.7%	特に健康に影響はない	3.4%	1.3%	その他	3.3%	4.8%	合計	86.0%	64.5%
影響	喫煙経験あり (%)	喫煙経験なし (%)																													
生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める	84.8%	82.2%																													
COPD※(慢性閉塞性肺疾患)の危険性を高める	61.3%	54.5%																													
病名等はわからないが健康に良くないとと思っている	52.6%	54.4%																													
妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	52.3%	40.1%																													
歯周病(歯槽膿漏)の危険性を高める	33.2%	30.9%																													
糖尿病の危険性を高める	19.2%	12.7%																													
特に健康に影響はない	3.4%	1.3%																													
その他	3.3%	4.8%																													
合計	86.0%	64.5%																													

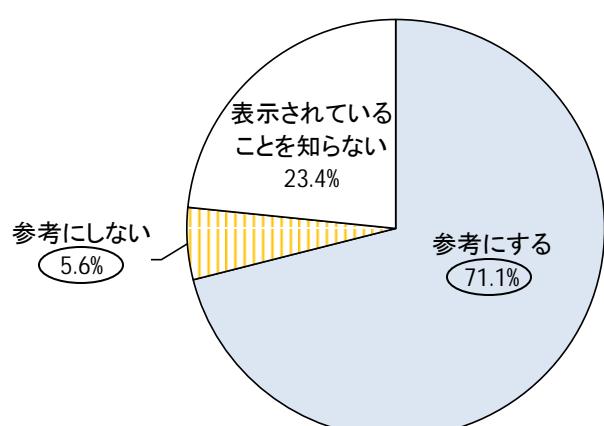
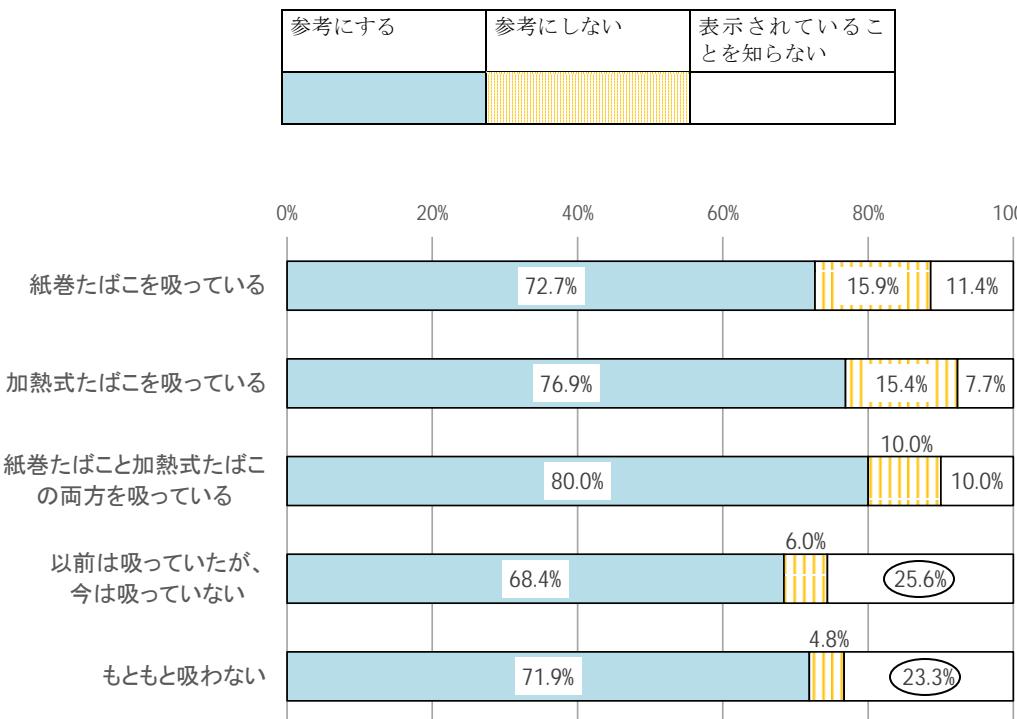
項目	アンケート結果																								
受動喫煙による健康への影響 <p>Q5 受動喫煙により、健康にどのような影響があると思いますか。(いくつでも選択可)</p> <p>※乳幼児突然死症候群：何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の病気のこと。窒息などの事故とは異なる。</p>	<p>喫煙による健康への影響と同様に、「生活習慣病の危険性を高める（71.6%）」が最も多い。次いで「子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める（63.3%）」、「病名等はわからないが健康に良くないと思っている（57.7%）」が続いている。</p> <p>喫煙経験のない人は「病名等はわからないが健康に良くないと思っている」を除き、喫煙経験のある人より受動喫煙による健康への影響を意識している人が多い。また、受動喫煙においても「特に健康に影響はない」は喫煙経験あり（5.0%）が喫煙経験なし（1.8%）の2.5倍超となっている。</p> <p>■全体</p> <p>■喫煙経験あり</p> <p>□喫煙経験なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>リスク</th> <th>喫煙経験あり (%)</th> <th>喫煙経験なし (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める</td> <td>71.6%</td> <td>67.9%</td> </tr> <tr> <td>子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める</td> <td>63.3%</td> <td>58.5%</td> </tr> <tr> <td>病名等はわからないが健康に良くないとと思っている</td> <td>57.7%</td> <td>60.5%</td> </tr> <tr> <td>妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める</td> <td>50.8%</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>乳幼児突然死症候群※の危険性を高める</td> <td>34.5%</td> <td>29.0%</td> </tr> <tr> <td>特に健康に影響はない</td> <td>2.8%</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.8%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	リスク	喫煙経験あり (%)	喫煙経験なし (%)	生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める	71.6%	67.9%	子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める	63.3%	58.5%	病名等はわからないが健康に良くないとと思っている	57.7%	60.5%	妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	50.8%	43.2%	乳幼児突然死症候群※の危険性を高める	34.5%	29.0%	特に健康に影響はない	2.8%	1.8%	その他	2.8%	2.5%
リスク	喫煙経験あり (%)	喫煙経験なし (%)																							
生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める	71.6%	67.9%																							
子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める	63.3%	58.5%																							
病名等はわからないが健康に良くないとと思っている	57.7%	60.5%																							
妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	50.8%	43.2%																							
乳幼児突然死症候群※の危険性を高める	34.5%	29.0%																							
特に健康に影響はない	2.8%	1.8%																							
その他	2.8%	2.5%																							

項目	アンケート結果																																																	
加熱式たばこの健康への影響 Q6 近年、日本で利用が増加している加熱式たばこに関して、どのように思いますか。(1つ選択)	<p>「紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある」と「紙巻たばこより少ないが健康への影響がある」を合わせた『影響がある』は前回調査時(51.5%)より16.3ポイント増加し、67.8%となっている。</p> <p>全体</p> <table border="1"> <tr> <td>紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある</td> <td>紙巻たばこより少ないが健康への影響がある</td> <td>健康への影響はない</td> <td>わからない</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>R2 (%)</th> <th>R5 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある</td> <td>51.5%</td> <td>67.8%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこより少ないが健康への影響がある</td> <td>26.9%</td> <td>35.9%</td> </tr> <tr> <td>健康への影響はない</td> <td>2.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>46.6%</td> <td>29.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>喫煙の状況別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>紙巻たばこを吸っている (%)</th> <th>加熱式たばこを吸っている (%)</th> <th>紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている (%)</th> <th>以前は吸っていたが、今は吸っていない (%)</th> <th>もともと吸わない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある</td> <td>27.3%</td> <td>11.5%</td> <td>40.0%</td> <td>29.4%</td> <td>33.8%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこより少ないが健康への影響がある</td> <td>34.1%</td> <td>65.4%</td> <td>30.0%</td> <td>34.4%</td> <td>36.0%</td> </tr> <tr> <td>健康への影響はない</td> <td>9.1%</td> <td>3.8%</td> <td>30.0%</td> <td>3.2%</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>29.5%</td> <td>19.2%</td> <td>30.0%</td> <td>33.0%</td> <td>28.5%</td> </tr> </tbody> </table>	紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	健康への影響はない	わからない	Category	R2 (%)	R5 (%)	紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	51.5%	67.8%	紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	26.9%	35.9%	健康への影響はない	2.0%	2.5%	わからない	46.6%	29.7%	Category	紙巻たばこを吸っている (%)	加熱式たばこを吸っている (%)	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている (%)	以前は吸っていたが、今は吸っていない (%)	もともと吸わない (%)	紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	27.3%	11.5%	40.0%	29.4%	33.8%	紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	34.1%	65.4%	30.0%	34.4%	36.0%	健康への影響はない	9.1%	3.8%	30.0%	3.2%	1.8%	わからない	29.5%	19.2%	30.0%	33.0%	28.5%
紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	健康への影響はない	わからない																																															
Category	R2 (%)	R5 (%)																																																
紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	51.5%	67.8%																																																
紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	26.9%	35.9%																																																
健康への影響はない	2.0%	2.5%																																																
わからない	46.6%	29.7%																																																
Category	紙巻たばこを吸っている (%)	加熱式たばこを吸っている (%)	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている (%)	以前は吸っていたが、今は吸っていない (%)	もともと吸わない (%)																																													
紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	27.3%	11.5%	40.0%	29.4%	33.8%																																													
紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	34.1%	65.4%	30.0%	34.4%	36.0%																																													
健康への影響はない	9.1%	3.8%	30.0%	3.2%	1.8%																																													
わからない	29.5%	19.2%	30.0%	33.0%	28.5%																																													

項目	アンケート結果																																	
受動喫煙防止条例の認知度 <p>Q7 「受動喫煙の防止等に関する条例」は、特に20歳未満の者と妊婦の者を守るために取組を強化するなど国の健康増進法よりも一歩踏み込んだものとなっています。条例とその規制内容について知っていますか。(1つ選択)</p>	<p>『条例があることを知っている』人の割合は、前回調査時(68.6%)より4.4ポイント減少し、64.2%となっている。</p> <p>喫煙の状況別では、『条例があることを知っている』人の割合は、吸っている人(「紙巻たばこを吸っている(70.4%)」、「加熱式たばこを吸っている(77.0%)」、「紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている(90.0%)」)の方が吸っていない人よりも高くなっている。</p> <h3>全体</h3> <table border="1"> <tr> <td>条例があることは知つておらず、規制内容も知らない</td> <td>条例があることは知つているが、規制内容は知らない</td> <td>条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている</td> <td>条例があることも規制されていることも知らない</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条例があることは知つておらず、規制内容も知らない</th> <th>条例があることは知つているが、規制内容は知らない</th> <th>条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている</th> <th>条例があることも規制されていることも知らない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>19.3%</td> <td>44.9%</td> <td>19.7%</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>24.6%</td> <td>44.0%</td> <td>16.9%</td> <td>14.5%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>21.9%</td> <td>40.9%</td> <td>23.4%</td> <td>13.8%</td> </tr> </tbody> </table>				条例があることは知つておらず、規制内容も知らない	条例があることは知つているが、規制内容は知らない	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている	条例があることも規制されていることも知らない	項目	条例があることは知つておらず、規制内容も知らない	条例があることは知つているが、規制内容は知らない	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている	条例があることも規制されていることも知らない	R5	19.3%	44.9%	19.7%	16.1%	R2	24.6%	44.0%	16.9%	14.5%	H29	21.9%	40.9%	23.4%	13.8%						
条例があることは知つておらず、規制内容も知らない	条例があることは知つているが、規制内容は知らない	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている	条例があることも規制されていることも知らない																															
項目	条例があることは知つておらず、規制内容も知らない	条例があることは知つているが、規制内容は知らない	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている	条例があることも規制されていることも知らない																														
R5	19.3%	44.9%	19.7%	16.1%																														
R2	24.6%	44.0%	16.9%	14.5%																														
H29	21.9%	40.9%	23.4%	13.8%																														
	<h3>喫煙の状況別</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>条例があることは知つておらず、規制内容も知らない</th> <th>条例があることは知つているが、規制内容は知らない</th> <th>条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている</th> <th>条例があることも規制されていることも知らない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこを吸っている</td> <td>38.6%</td> <td>31.8%</td> <td>20.5%</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこを吸っている</td> <td>46.2%</td> <td>30.8%</td> <td>11.5%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている</td> <td>50.0%</td> <td>40.0%</td> <td>10.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>以前は吸っていたが、今は吸っていない</td> <td>17.9%</td> <td>43.7%</td> <td>20.3%</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>もともと吸わない</td> <td>18.4%</td> <td>46.2%</td> <td>19.7%</td> <td>15.6%</td> </tr> </tbody> </table>				状況	条例があることは知つておらず、規制内容も知らない	条例があることは知つているが、規制内容は知らない	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている	条例があることも規制されていることも知らない	紙巻たばこを吸っている	38.6%	31.8%	20.5%	9.1%	加熱式たばこを吸っている	46.2%	30.8%	11.5%	11.5%	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	50.0%	40.0%	10.0%	0.0%	以前は吸っていたが、今は吸っていない	17.9%	43.7%	20.3%	18.1%	もともと吸わない	18.4%	46.2%	19.7%	15.6%
状況	条例があることは知つておらず、規制内容も知らない	条例があることは知つているが、規制内容は知らない	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている	条例があることも規制されていることも知らない																														
紙巻たばこを吸っている	38.6%	31.8%	20.5%	9.1%																														
加熱式たばこを吸っている	46.2%	30.8%	11.5%	11.5%																														
紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	50.0%	40.0%	10.0%	0.0%																														
以前は吸っていたが、今は吸っていない	17.9%	43.7%	20.3%	18.1%																														
もともと吸わない	18.4%	46.2%	19.7%	15.6%																														

項目	アンケート結果																						
<p>受動喫煙防止条例の規制内容の認知度</p> <p>Q8 20歳未満の者および妊婦の者と同室(同乗)する居室内(車内)での喫煙が条例で禁止されていることを知つていましたか。</p> <p>(1つ選択)</p>	<p>「知っていた」は25.9%と「知らなかった」の74.1%を大きく下回った。喫煙の状況別では、「知っていた」人の割合は、吸っている人（「紙巻たばこを吸っている（34.1%）」、「加熱式たばこを吸っている（46.2%）」、「紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている（50.0%）」の方が吸っていない人より高くなっている。</p> <p>全体</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>知っていた</th> <th>知らなかった</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.9%</td> <td>74.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>喫煙の状況別</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>知っていた</th> <th>知らなかった</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこを吸っている</td> <td>34.1%</td> <td>65.9%</td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこを吸っている</td> <td>46.2%</td> <td>53.8%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている</td> <td>50.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>以前は吸っていたが、今は吸っていない</td> <td>28.0%</td> <td>72.0%</td> </tr> <tr> <td>もともと吸わない</td> <td>24.0%</td> <td>76.0%</td> </tr> </tbody> </table>	知っていた	知らなかった	25.9%	74.1%	状況	知っていた	知らなかった	紙巻たばこを吸っている	34.1%	65.9%	加熱式たばこを吸っている	46.2%	53.8%	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	50.0%	50.0%	以前は吸っていたが、今は吸っていない	28.0%	72.0%	もともと吸わない	24.0%	76.0%
知っていた	知らなかった																						
25.9%	74.1%																						
状況	知っていた	知らなかった																					
紙巻たばこを吸っている	34.1%	65.9%																					
加熱式たばこを吸っている	46.2%	53.8%																					
紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	50.0%	50.0%																					
以前は吸っていたが、今は吸っていない	28.0%	72.0%																					
もともと吸わない	24.0%	76.0%																					

項目	アンケート結果																											
加熱式たばこ規制の認知度 <p>Q9 加熱式たばこも、条例で規制されていることを知っていましたか。 (1つ選択)</p>	<p>「知っていた」は前回調査時（27.3%）より 5.5 ポイント増加し、32.8%となっている。</p> <p>喫煙の状況別では、「知っていた」人の割合は、吸っている人（「紙巻たばこを吸っている（43.2%）」、「加熱式たばこを吸っている（65.4%）」、「紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている（80.0%）」）の方が高くなっている。特に、「加熱式たばこを吸っている」と「紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている」人の「知っている」人の割合は、吸っていない人（「以前は吸っていたが、今は吸っていない」、「もともと吸わない」）の 2 倍程度高い。</p> <p>全体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>R5</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知っていた</td> <td>32.8%</td> <td>27.3%</td> </tr> <tr> <td>知らなかつた</td> <td>67.2%</td> <td>72.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>喫煙の状況別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>喫煙状況</th> <th>知っていた</th> <th>知らなかつた</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこを吸っている</td> <td>43.2%</td> <td>56.8%</td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこを吸っている</td> <td>65.4%</td> <td>34.6%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている</td> <td>80.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>以前は吸っていたが今は吸っていない</td> <td>33.2%</td> <td>66.8%</td> </tr> <tr> <td>もともと吸わない</td> <td>31.2%</td> <td>68.8%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	R5	H29	知っていた	32.8%	27.3%	知らなかつた	67.2%	72.7%	喫煙状況	知っていた	知らなかつた	紙巻たばこを吸っている	43.2%	56.8%	加熱式たばこを吸っている	65.4%	34.6%	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	80.0%	20.0%	以前は吸っていたが今は吸っていない	33.2%	66.8%	もともと吸わない	31.2%	68.8%
回答	R5	H29																										
知っていた	32.8%	27.3%																										
知らなかつた	67.2%	72.7%																										
喫煙状況	知っていた	知らなかつた																										
紙巻たばこを吸っている	43.2%	56.8%																										
加熱式たばこを吸っている	65.4%	34.6%																										
紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	80.0%	20.0%																										
以前は吸っていたが今は吸っていない	33.2%	66.8%																										
もともと吸わない	31.2%	68.8%																										

項目	アンケート結果																														
喫煙環境表示の参考度 <p>Q10 あなたは飲食店を選ぶ時に、入り口付近などのステッカー等による喫煙環境（禁煙、喫煙区域等）の表示を参考にしますか。（1つ選択）</p>	<p>「参考にする（71.1%）」が最も多く、7割を占めている。「参考にしない」はわずか5.6%に留まった。</p> <p>喫煙の状況別では、「表示されていることを知らない」人の割合は、吸っていない人（「以前は吸っていたが、今は吸っていない（25.6%）」、「もともと吸わない（23.3%）」の方が吸っている人より高くなっている。</p> <p>全体</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>参考にする</th> <th>参考にしない</th> <th>表示されていることを知らない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71.1%</td> <td>5.6%</td> <td>23.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>喫煙の状況別</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>参考にする</th> <th>参考にしない</th> <th>表示されていることを知らない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこを吸っている</td> <td>72.7%</td> <td>15.9%</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこを吸っている</td> <td>76.9%</td> <td>15.4%</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている</td> <td>80.0%</td> <td>10.0%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>以前は吸っていたが、今は吸っていない</td> <td>68.4%</td> <td>6.0%</td> <td>25.6%</td> </tr> <tr> <td>もともと吸わない</td> <td>71.9%</td> <td>4.8%</td> <td>23.3%</td> </tr> </tbody> </table>	参考にする	参考にしない	表示されていることを知らない	71.1%	5.6%	23.4%	状況	参考にする	参考にしない	表示されていることを知らない	紙巻たばこを吸っている	72.7%	15.9%	11.4%	加熱式たばこを吸っている	76.9%	15.4%	7.7%	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	80.0%	10.0%	10.0%	以前は吸っていたが、今は吸っていない	68.4%	6.0%	25.6%	もともと吸わない	71.9%	4.8%	23.3%
参考にする	参考にしない	表示されていることを知らない																													
71.1%	5.6%	23.4%																													
状況	参考にする	参考にしない	表示されていることを知らない																												
紙巻たばこを吸っている	72.7%	15.9%	11.4%																												
加熱式たばこを吸っている	76.9%	15.4%	7.7%																												
紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	80.0%	10.0%	10.0%																												
以前は吸っていたが、今は吸っていない	68.4%	6.0%	25.6%																												
もともと吸わない	71.9%	4.8%	23.3%																												

項目	アンケート結果																																										
たばこによる健康被害や受動喫煙防止の教育の履修状況	<p>「受けたことがある」は 17.5%と「受けたことはない (68.7%)」を下回っているが、年代別では年代が若い程、「受けたことがある」人の割合は高くなっている。10・20代では 84.8%となっている。</p> <p>教育を受けた時期は「中学校 (57.7%)」が最も多く、次いで「高等学校 (50.0%)」、「小学校 (32.7%)」が続いている。</p>																																										
Q11 あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。 (1つ選択)	<p>全体・年代別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受けたことがある</th> <th>受けたことはない</th> <th>わからない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17.5%</td> <td>68.7%</td> <td>13.7%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>受けたことがある (%)</th> <th>受けたことはない (%)</th> <th>わからない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>17.5%</td> <td>68.7%</td> <td>13.7%</td> </tr> <tr> <td>10・20代</td> <td>84.8%</td> <td>6.5%</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td>45.1%</td> <td>32.6%</td> <td>22.2%</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>32.3%</td> <td>47.3%</td> <td>19.7%</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>16.1%</td> <td>69.1%</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>6.5%</td> <td>82.6%</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>70代</td> <td>4.4%</td> <td>85.9%</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>80代以上</td> <td>3.8%</td> <td>88.6%</td> <td>7.6%</td> </tr> </tbody> </table>	受けたことがある	受けたことはない	わからない	17.5%	68.7%	13.7%	年代	受けたことがある (%)	受けたことはない (%)	わからない (%)	全体	17.5%	68.7%	13.7%	10・20代	84.8%	6.5%	8.7%	30代	45.1%	32.6%	22.2%	40代	32.3%	47.3%	19.7%	50代	16.1%	69.1%	14.8%	60代	6.5%	82.6%	10.9%	70代	4.4%	85.9%	9.7%	80代以上	3.8%	88.6%	7.6%
受けたことがある	受けたことはない	わからない																																									
17.5%	68.7%	13.7%																																									
年代	受けたことがある (%)	受けたことはない (%)	わからない (%)																																								
全体	17.5%	68.7%	13.7%																																								
10・20代	84.8%	6.5%	8.7%																																								
30代	45.1%	32.6%	22.2%																																								
40代	32.3%	47.3%	19.7%																																								
50代	16.1%	69.1%	14.8%																																								
60代	6.5%	82.6%	10.9%																																								
70代	4.4%	85.9%	9.7%																																								
80代以上	3.8%	88.6%	7.6%																																								
Q12 あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。 (いくつでも選択可)																																											
※[Q11]で「受けたことがある」と回答した人 312 人 (17.5%) に質問。	<p>教育を受けた時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育を受けた時期</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>32.7%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>57.7%</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>短大・大学・専修学校等</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>覚えていない</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table>	教育を受けた時期	割合 (%)	小学校	32.7%	中学校	57.7%	高等学校	50.0%	短大・大学・専修学校等	18.3%	覚えていない	14.1%	その他	1.9%																												
教育を受けた時期	割合 (%)																																										
小学校	32.7%																																										
中学校	57.7%																																										
高等学校	50.0%																																										
短大・大学・専修学校等	18.3%																																										
覚えていない	14.1%																																										
その他	1.9%																																										

項目	アンケート結果																																				
今後、県に期待する受動喫煙対策	前回調査時と同様に「受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発(68.0%)」が最も多い。次いで「20歳未満の者への喫煙防止教育(57.1%)」「屋外での受動喫煙対策強化(54.9%)」が続いている。																																				
Q13 今後の受動喫煙対策について、県にどのようなことを期待しますか。(いくつでも選択可)	<p>■R5 □R2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策内容</th> <th>R5 (%)</th> <th>R2 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発</td> <td>68.0%</td> <td>57.0%</td> </tr> <tr> <td>20歳未満の者への喫煙防止教育</td> <td>57.1%</td> <td>47.2%</td> </tr> <tr> <td>屋外(施設や店舗入口付近、路上など)での受動喫煙対策強化</td> <td>54.9%</td> <td>49.0%</td> </tr> <tr> <td>条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化</td> <td>46.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たばこをやめたい人への禁煙サポート</td> <td>46.1%</td> <td>41.6%</td> </tr> <tr> <td>公共喫煙所の整備</td> <td>38.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空间での受動喫煙対策強化</td> <td>35.0%</td> <td>30.2%</td> </tr> <tr> <td>施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援</td> <td>27.2%</td> <td>21.6%</td> </tr> <tr> <td>受動喫煙被害に係る相談体制の整備</td> <td>26.8%</td> <td>19.4%</td> </tr> <tr> <td>県の関わりや民間への規制は最小限とする</td> <td>4.1%</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.3%</td> <td>7.2%</td> </tr> </tbody> </table>	対策内容	R5 (%)	R2 (%)	受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発	68.0%	57.0%	20歳未満の者への喫煙防止教育	57.1%	47.2%	屋外(施設や店舗入口付近、路上など)での受動喫煙対策強化	54.9%	49.0%	条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化	46.5%		たばこをやめたい人への禁煙サポート	46.1%	41.6%	公共喫煙所の整備	38.3%		集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空间での受動喫煙対策強化	35.0%	30.2%	施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援	27.2%	21.6%	受動喫煙被害に係る相談体制の整備	26.8%	19.4%	県の関わりや民間への規制は最小限とする	4.1%	4.7%	その他	6.3%	7.2%
対策内容	R5 (%)	R2 (%)																																			
受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発	68.0%	57.0%																																			
20歳未満の者への喫煙防止教育	57.1%	47.2%																																			
屋外(施設や店舗入口付近、路上など)での受動喫煙対策強化	54.9%	49.0%																																			
条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化	46.5%																																				
たばこをやめたい人への禁煙サポート	46.1%	41.6%																																			
公共喫煙所の整備	38.3%																																				
集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空间での受動喫煙対策強化	35.0%	30.2%																																			
施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援	27.2%	21.6%																																			
受動喫煙被害に係る相談体制の整備	26.8%	19.4%																																			
県の関わりや民間への規制は最小限とする	4.1%	4.7%																																			
その他	6.3%	7.2%																																			

※ 報告書中の数字は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しない。

【問い合わせ先】総務部広報広聴課 (TEL078-362-3022)